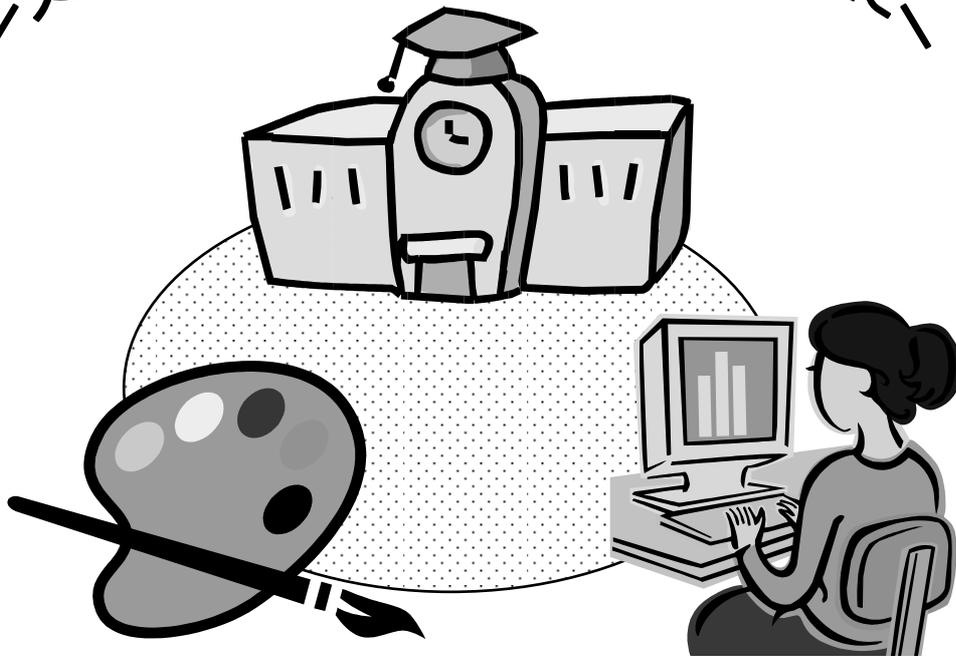


文の京

文京区生涯学習推進計画

(第2次改定版)

「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」



平成17年2月

文京区

～最先端の生涯学習都市・文京を実現するために～

文京区は、大学を始めとする文教施設が集積し、また、由緒ある庭園や公園が多く、都心にありながらみどりが豊かで、文化・芸術・歴史の香りや下町情緒を今に残すまちとして知られています。

これまで区は、この豊かな教育・文化資源を活かして生涯学習施策を展開するとともに、平成12年には生涯学習推進計画を改定して、多様化・高度化する学習ニーズへの対応や区民参画の促進に努めてまいりました。

この間、急速な少子高齢化・情報化や、地方分権の進展による地方自治体の権限と責任の拡大など社会情勢は大きく変化し、本区においても、区政運営の基本的な方向を示す基本構想を平成13年度に見直し、この12月には、「協働・協治」の考え方を本区の自治の理念と位置づけた「文の京」自治基本条例を制定したところです。

こうした状況の変化に対応し、この度、文京区生涯学習推進計画の第2次改定を行いました。この改定では、素案や中間報告を生涯学習推進協議会委員の方々にお示しでご意見を伺ったほか、中間報告について広く区民等のご意見をお聴きするなど、区民参画のもとで改定作業を進めました。

また、改定の内容としましては、キャリアアップなど新たな分野の生涯学習の推進、IT人材育成特区講座をはじめとした大学等との連携やITの積極的な活用など、新たな視点から見直しを行い、最先端の「生涯学習都市・文京」の実現を目指すものいたしました。今後は、速やかで柔軟な運営を行うための新たな拠点の整備にも取り組み、区民の皆さまと手を携え、「協働・協治」による生涯学習を推進してまいりたいと考えています。

最後に、この計画改定にあたりまして貴重なご意見をいただきました生涯学習推進協議会委員を始め、ご協力いただきました多くの方々から感謝を申し上げます。

平成17年2月

文京区長 煙山 力

目 次

第 1 章	文京区における生涯学習推進の経緯	1
第 2 章	推進計画第 2 次改定の基本的な考え方	2
1	生涯学習の基本的な考え方	2
2	第 1 次改定後の社会環境の変化と生涯学習	2
3	文京区基本構想と推進計画	2
4	推進計画改定（第 2 次）の目的	3
5	推進計画の性格・位置づけ	3
6	推進計画の期間	4
7	推進計画の視点	4
8	新たな視点による施策の展開	4
(1)	教育・文化資源を活用した生涯学習による まちづくり	4
(2)	新たな協働による生涯学習推進 ネットワークの構築	5
(3)	活力ある地域社会づくりを目指した 生涯学習事業の推進	6
(4)	ITを活かした生涯学習活動の支援	8
第 3 章	生涯学習推進施策の目標と方向	9
	施策の体系	10
1	「文の京」らしい生涯学習の展開	12
(1)	教育機関との連携の促進	12
(2)	文化遺産の活用と文化活動の支援	13
2	多彩な学習機会と場の提供	15
(1)	生涯学習の基礎づくり	15
(2)	学習・スポーツ機会の充実	17
(3)	学習・スポーツの場の整備	19

3	学習成果の地域社会への還元	22
(1)	発表の機会の充実	22
(2)	ボランティア活動の支援	23
4	学習情報・相談体制・推進体制の充実	26
(1)	各種メディアによる情報提供 並びに相談機能の充実	26
(2)	推進体制の整備	28
第4章	生涯学習推進事業	30
1	「文の京」らしい生涯学習の展開	31
(1)	教育機関との連携の促進	31
(2)	文化遺産の活用と文化活動の支援	32
2	多彩な学習機会と場の提供	34
(1)	生涯学習の基礎づくり	34
(2)	学習・スポーツ機会の充実	39
(3)	学習・スポーツの場の整備	45
3	学習成果の地域社会への還元	48
(1)	発表の機会の充実	48
(2)	ボランティア活動の育成・支援	51
4	学習情報・相談体制・推進体制の充実	55
(1)	各種メディアによる情報提供 並びに相談機能の充実	55
(2)	推進体制の整備	57

参考資料編

1	生涯学習推進体制	
(1)	文京区生涯学習推進本部設置要綱	59
(2)	文京区生涯学習推進協議会設置要綱	61
(3)	文京区生涯学習推進協議会委員名簿	62
2	生涯学習に関する動向	63
3	用語解説	67

第 1 章 文京区における生涯学習推進の経緯

文京区では、平成 4 年 3 月に文京区生涯学習推進基本構想を策定し、「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」していくための生涯学習推進体制を整備して、文教のまちにふさわしい学習機会と場の創出を目指すことにより、本区における生涯学習をダイナミックに展開していくことを提唱しました。

その後、平成 4 年 4 月に区長を本部長とする全庁的な組織として文京区生涯学習推進本部を、平成 5 年 7 月には学識経験者や区民の代表者で構成する文京区生涯学習推進協議会を設置し生涯学習の推進体制を整えました。さらに、平成 6 年 3 月には区の生涯学習施策を総合的、効果的に推進するため、文京区生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、生涯学習センターの新設や区民大学講座の開設などを行いました。

平成 12 年 3 月には、社会情勢等の変化に対応するため推進計画の第 1 次改定を行いました。改定後の計画事業実施状況を見ると、学習活動を支援するしくみづくりとして、平成 12 年 4 月、生涯学習活動の核となる生涯学習センターを全面開設したほか、学習ニーズの多様化等に応える施策として、平成 13 年 4 月から趣味・教養等講座の民間教育事業者との連携、平成 15 年 9 月の区民大学院講座の開設、平成 16 年 4 月の区内大学連携講座の開始など、多様な学習機会の拡充や区民大学の総合化・体系化に努めました。

また、学習成果の地域還元や区民参画という観点から、平成 13 年度の文京お届け講座の開設や区民を中心とした区民大学企画運営委員会の設置、平成 16 年度には区民提案による公募型講座を開設するなど、区民と行政との新たな協働関係の構築を視野に入れた生涯学習施策を推進してきました。

第2章 推進計画第2次改定の基本的な考え方

1 生涯学習の基本的な考え方

区では、「人々が自己の充実や生活の向上のため、自発的な意思に基づき、自己に適した手段・方法を自ら選んで行う学習」を生涯学習と考えています。

また、地域の環境はそこに暮らす人々の生き方、能力、行動によって形成され、その地域の環境がそこに暮らす人々を育てると考えることができます。こうした地域におけるまちづくりやひとづくりを円滑に進め、地域社会を活性化する核となるものが生涯学習の活動であると捉えて生涯学習を支援する施策を展開していきます。

2 第1次改定後の社会環境の変化と生涯学習

平成12年3月に改定（第1次）した推進計画では、平成12年度から平成14年度までを実施計画期間、平成15年度以降は努力目標として生涯学習推進施策を展開してきました。

この間、学校完全週5日制の実施に伴う子どもたちの主体的活動の場・機会の確保、技術革新の進展や就業形態の多様化に伴うキャリアアップを目指す社会人等の受け入れ体制の整備といった新たな課題のほか、子育て支援の必要性、急速なIT化、NPOや大学等教育機関を取り巻く状況の変化や、「社会教育行政と学校教育との連携」などを盛り込んだ社会教育法の改正など、生涯学習を取り巻く環境は大きく変わってきました。

3 文京区基本構想と推進計画

推進計画改定（第1次）後の文京区の状況を見ると、地方分権、特別区制度改革の実現や高度情報化への対応など、社会環境の変化による区政の役割の変化に対応するため、平成13年7月に「『文の京』の明日を創る」と題した新たな文京区基本構想を策定しました。この基本構想は、政策理念の提唱にとどまらず、時代に応じた行政

需要に対応する具体的な基本施策までを方向づけており、その基本政策の一項目である「学ぶ楽しさ、生きる智慧を育む」の中で生涯学習に関する施策が提示されています。

また、平成14年度から平成16年度の実施期間に引き続き、平成17年度から平成19年度を実施期間とする基本構想実施計画を策定し、基本構想をより一層推進する各種施策・事業を展開していくこととしています。

この推進計画は、基本構想及び基本構想実施計画に基づく施策を具体的に実現するための補助計画であり、基本構想の理念を踏まえた計画です。

4 推進計画改定（第2次）の目的

文部科学省が設置する中央教育審議会では、社会情勢の変化に対応するため、新しい情報通信技術の活用、教養教育、青少年の奉仕活動など、多岐にわたる分野の答申のほか、平成16年3月には生涯学習全般の振興方策に関する報告を行っています。

こうした国の動きや、区における新たな基本構想の策定、社会環境の変化など、生涯学習を取り巻く情勢に的確に対応するため、「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」という生涯学習推進基本構想の理念を基本としながら、新たな視点による施策を展開することが必要であると考え、現行の推進計画の見直しを行うものです。

5 推進計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、区民の生涯学習を支えるための理念及び行政が果たすべき役割を具体化する事業計画です。
- (2) この計画は、区民の自主的な生涯学習活動を側面から支援するための計画です。
- (3) この計画は、生涯学習推進のための目標を示したものです。
- (4) この計画は、生涯学習施策について協議・調整する際の方向性を示したものです。

6 推進計画の期間

本計画は、平成17年度を始期とし、平成19年度を終期とする3年間を計画期間とします。

7 推進計画の視点

(1) 基本的な視点

文京区生涯学習推進基本構想で提唱した「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」という考え方を基本的な視点としています。

(2) 新たな視点

この計画には、次の新たな視点を加えています。

教育・文化資源を活用した生涯学習によるまちづくり

新たな協働による生涯学習推進ネットワークの構築

活力ある地域社会づくりを目指した生涯学習事業の推進

ITを活かした生涯学習活動への支援

8 新たな視点による施策の展開

(1) 教育・文化資源を活用した生涯学習によるまちづくり

区内には、大学をはじめとする教育機関、大名庭園や文人の住居跡など歴史的資源、伝統工芸など専門的な知識・技能を有する人材など、豊富な教育・文化資源が存在します。このような本区の特性を十分に活かして様々な施策を展開するとともに積極的に発信し、「日本一の教育のまち」・「生涯学習都市・文京」を実感できる環境を作ります。

「文の京」の礎づくり

区内全域を「いつでも、どこでも、だれでも」が、文化資源を身近に感じ、活力あふれる生涯学習のキャンパスとすることで「生涯学習都市・文京」の実現を目指します。その礎づくりとして、文京区の地域特性である豊富な大学等教育機関や多彩な人材との連携強化に努めます。

先駆的な文化事業の展開

区では、平成14年度に創設し全国はもとより海外からも多数

の応募作品が寄せられた「文の京 文芸賞」や、平成15年度に実施した「文の京 唱歌・童謡祭」、平成15、16年度の「文の京 一葉物語」事業など、先駆的な文化事業を展開し「文の京」を全国に発信してきました。このように豊富な文化資源を発信することは、全国からの文化的な刺激を受け文京区の文化創造活動がさらにレベルアップすることにつながります。

今後も、外部の団体などと協働して全国規模の文化事業を行う「文の京 文化発信プロジェクト」など、多くの文化資源を活かしながら時代を先取りした事業を展開します。

文化遺産を発信する拠点づくり

森鷗外の功績を顕彰するため観潮楼跡に建てた鷗外記念本郷図書館には、記念室を併設して鷗外に関する資料の収集や調査・研究を行っています。数年後、図書館を移築して鷗外記念室は単独施設となるため、今後は、鷗外記念室の方向性について検討していきます。

また、文京ふるさと歴史館では、常設展のほか、様々なテーマの企画展や講演会などを開催し、豊かな文化遺産や郷土の歴史・民俗について学ぶ機会を提供してきました。今後は、ITを積極的に活用することで区の文化遺産等について学ぶ機会を充実するとともに、全国への発信に努めていきます。

(2) 新たな協働による生涯学習推進ネットワークの構築

今後生涯学習施策を展開していく際には、国の中央教育審議会が提唱した新しい「公共」や、「文の京」自治基本条例で自治の理念として掲げている「協働・協治」など、新しい視点を取り入れていくことが必要です。そのためには、公共的活動の担い手となるNPO法人やボランティア団体等との協働が不可欠であり、これらの団体をはじめ区内大学や民間事業者との連携も含め、新たな協働による生涯学習推進のためのネットワークを構築していきます。

生涯学習推進ネットワークの拠点づくり

生涯学習施策を効果的に展開するためには、社会教育関係団体、

NPO法人、ボランティア団体、大学等教育機関、民間教育事業者などあらゆる団体等と区が緊密に連携していくことに加え、各団体間の連携が必要です。そのため、日常的に団体相互の情報交換や連絡調整を行うことができるネットワークの構築を目指すとともに、新たな拠点として、相互連携の要となる組織や施設の検討を行っていきます。

大学などの教育機関や企業との協働による生涯学習施策

これまで実施してきた学長による講演会や公開講座など大学との連携事業に加え、国に提案した「文京区まるごとキャンパス特区」のうち、経済産業省から認定された国家資格（初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者）の取得要件を緩和するIT人材育成特区講座について、区内大学等教育機関や民間教育事業者と協働運営するほか、こうした機関の施設やノウハウの活用、人材交流などに積極的に取り組み生涯学習施策の充実を目指していきます。

新たな地域スポーツクラブの創設

国はスポーツ振興基本計画の中で、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの育成が生涯スポーツ社会を実現する上の最重要課題であるとしています。また、文京区基本構想でも、子どもから高齢者まで区民一人ひとりが充実したスポーツライフを楽しめるよう、身近な地域のスポーツクラブの育成、クラブハウスの整備、区民主導の管理などを提唱しており、この実現に向けた検討を行っていきます。

(3) 活力ある地域社会づくりを目指した生涯学習事業の推進

地域には、様々な知識や経験を有する方々が生活している一方で、パソコンや語学などの趣味・教養や、キャリアアップのための知識などを習得したい方々がいます。このような経験を活かしたい方と学びたい方とをコーディネートし、子どもから高齢者まで幅広い世代や立場の違いを越えた交流機会の提供に努め、活力ある地域社会づくりに資する生涯学習施策の展開を目指します。

地域社会にある学習資源の活用

様々な知識や経験をボランティア活動に活かしたい個人や団体は地域の貴重な学習資源といえます。区では、このような人材や団体を把握して区民への周知に努めるとともに、学習資源の送り手と受け手の双方が自発的な交流や学習活動を行うことができる拠点づくりを目指します。また、この拠点を教育機関や企業などを含めた幅広い交流の場とし、地域の活性化を図っていきます。

地域における生涯学習の指導者育成

生涯学習活動を活性化するためには、地域での活動を担う人材が不可欠です。今後は、講座運営の基本的知識や技術習得なども含めた、指導者の育成につながる講座を実施するほか、区民大学講座の一部として始めた区民提案による公募型講座の充実など、生涯学習の活動主体となる団体やリーダーの育成に重点を置いた施策を展開していきます。

新たな分野の生涯学習推進事業

これまでの生涯学習事業は、どちらかという趣味や教養を高めたいという要望に応えるものが主流でしたが、最近では、個人の自発的な能力開発が新たなニーズとして求められるようになってきています。また、昨今の著しい社会状況の変化に対応できるように職業能力を引き上げるためには、従来の企業主導の育成策のみでは十分ではなくなっています。このように、社会人を始め、子育て中の女性や若者を含めた、地域を支える住民一人ひとりの能力向上への支援が求められています。また、こうした支援は、様々な立場や環境の人々が、学習活動を通じて地域との接点を持ち、地域を活性化することにもつながります。

そこで、今後は、ビジネス・職業教育、学習しやすい子育て環境の整備、職業能力の引き上げに重点をおいた講座、図書館におけるビジネス支援に必要な資料の充実など、新しい分野の生涯学習事業を展開していきます。また、新たな分野の生涯学習事業を展開するにあたっては、地域の企業や大学等との連携を強化し、産学公が一体となって地域の活性化を目指していきます。

さらに国際化、高齢化、環境問題等、現代的な課題や地域社会の課題について学習する機会を提供し、これらの課題に対する住民等の主体的な取り組みの促進を図ります。

(4) ITを活かした生涯学習活動の支援

情報通信技術の目覚ましい発展により、日常生活の中でパソコンやインターネットを利用する方が急速に増えています。こうした状況から区が実施する生涯学習施策においても、ITの活用を拡充し、時間的・空間的な制約を越え、「いつでも・どこでも・だれでも」が学べる生涯学習環境を整えるとともに、インターネットを使った生涯学習活動を支援していきます。

図書館のIT化の推進

平成16年5月からインターネットを使った図書館オンラインシステムが稼動し、自宅のパソコンや携帯電話から図書館所蔵資料の検索や予約をすることが可能になりました。さらに、ITを活用した図書館サービスの充実を図るために、ネット上で未所蔵資料のリクエストやレファレンスを受け付けるサービスを実施するほか、図書館内で利用できるインターネット端末の設置を検討するなど、地域の情報拠点となる図書館を目指します。

生涯学習・スポーツ施設等予約システムの導入

インターネットを通じて施設予約から使用料払い込みまでの手続きを行うことができる生涯学習・スポーツ施設等の予約システムを導入します。この施設予約システムは、区民が窓口に出向くことなく利用手続きを行えるもので、利用者の利便性向上を図るものです。

ITを活用した各種サービスの検討

インターネットを活用した総合的な生涯学習情報の提供や講座の配信など、ITを活かした学習支援を推進します。また、区が所蔵する絵画や歴史的資料などについて、保全・活用を目的としてデジタル化を進め、ITを活用して区内外へ発信していきます。

第3章 生涯学習推進施策の目標と方向

この計画は、生涯学習推進基本構想に示されている考え方「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」をもとに、新たな視点による施策を加えた生涯学習に関する事業を、計画の基本目標（大項目）、施策の目標（中項目）、施策の方向（小項目）に体系化し、今後展開する施策の基軸として施策の現状と課題及び方向性を示しています。

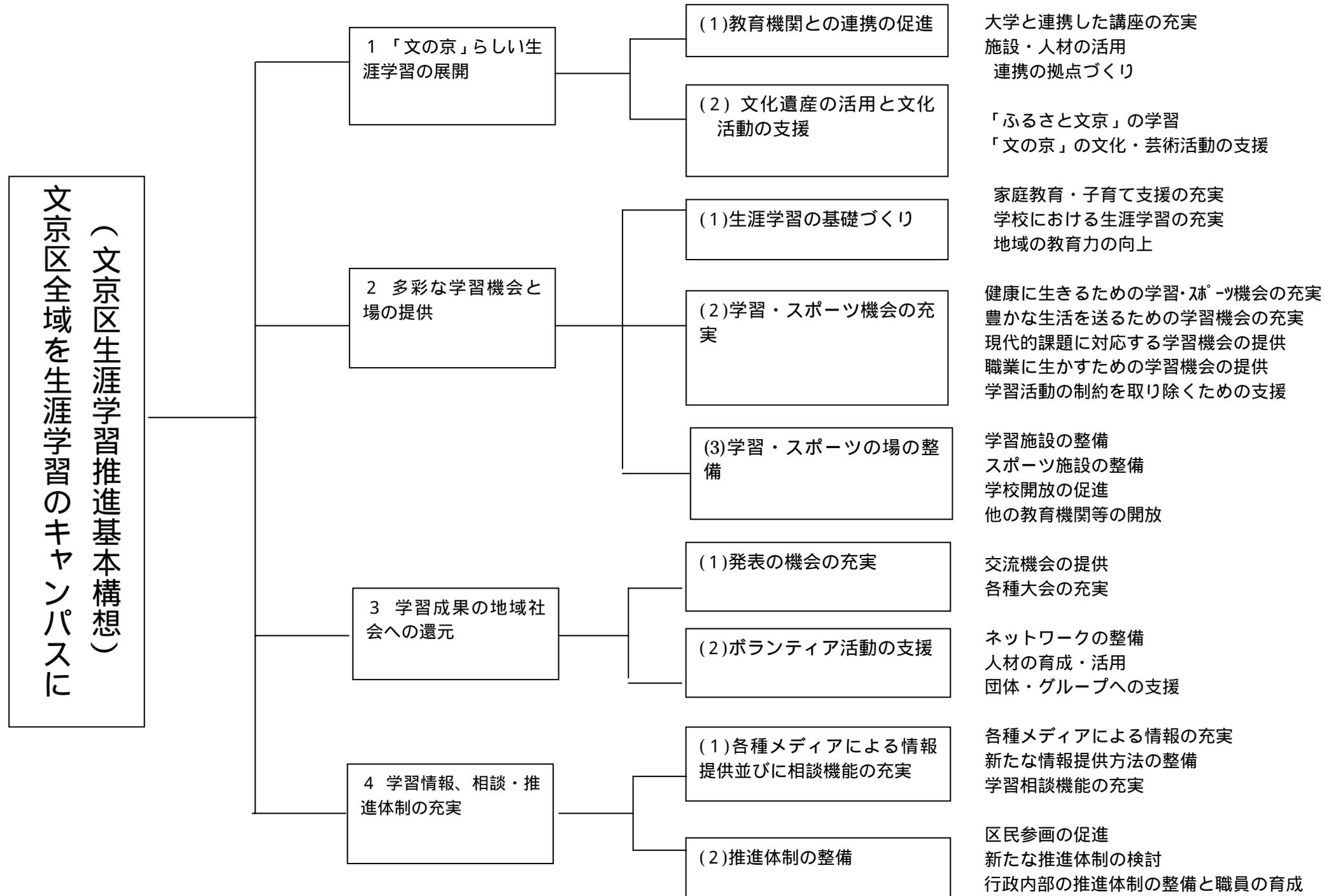
この計画では、次の4項目を基本目標と定めています。

- 1 「文の京」らしい生涯学習の展開
- 2 多彩な学習機会と場の提供
- 3 学習成果の地域社会への還元
- 4 学習情報、相談・推進体制の充実

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛情を大切にしたい。

そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。（文京区基本構想より）

施策の体系



1 「文の京」らしい生涯学習の展開

豊富な学習資源と文化遺産がある文京区の特徴を活かした生涯学習施策により、「文の京」の実現を目指します。

(1) 教育機関との連携の促進

【現状と課題】

区内には短期大学を含め16の国、私立大学があり、これらの教育機関と連携した生涯学習施策として、毎年、大学の学長による講演会を開催するほか、6つの大学と共催の大学公開講座の実施、平成15年度から試みている大学付属図書館の区民開放、小・中学校への大学生ボランティア派遣による学習支援や交流など、施設や人材を活用した連携を図ってきました。また、平成16年度からは、大学のキャンパス内で学ぶ、5大学との連携による区内大学連携講座など、大学と連携する新たな講座を開設しました。

これらの連携事業を拡充するとともに、さらに新たな連携事業に取り組んでいくことが今後の課題となります。

【施策の方向】

大学と連携した講座の充実

従前から実施してきた大学公開講座は、現在6大学10講座を開設し、音楽や文学など生きがいを求めるもの、IT社会や少子高齢化など現代的な課題をテーマとしたもの、健康づくりなど生きていくうえで必要なもの等、一層多彩な講座を提供します。

また、平成16年度の区内大学連携講座のほか、平成17年度には、IT人材育成特区講座を開設することになり、今後も、区民の学習ニーズの把握に努め、大学の持つ高度な学習資源や特色を活かした講座等の充実に努めます。

施設・人材の活用

近年、全国で自治体と大学が連携した生涯学習によるまちづくりが進められています。また、国立大学は平成16年4月から「国立大学法人」として国の組織から独立し、各大学の自主性・自律性を生かした地域への貢献活動や産学公の連携に積極的に取り組

み始めており、これまで以上に大学が有する資源を地域社会へ開放する取り組みが期待されます。

文京区でも、区内の大学キャンパスで学ぶ講座の拡充のほか、大学生ボランティアや、大学の文化施設・スポーツ施設の開放など人的・物的資源の積極的な活用を目指します。

連携の拠点づくり

現在、文京区では生涯学習センターを中心とした生涯学習関係施設が、区内における生涯学習活動の拠点としての役割を果たしています。今後、文京区内全域をキャンパスとした生涯学習施策を一層積極的に展開するため、大学等教育機関を始めとして、NPO法人、ボランティア団体や民間事業者等あらゆる団体を含めた連携についても視野に入れた拠点づくりを進めます。

(2) 文化遺産の活用と文化活動の支援

【現状と課題】

文京区は、江戸時代に大名など武家屋敷や寺社を中心に発展したため、神社仏閣、庭園など多くの文化財が遺っています。また、明治期以降には、大名屋敷跡地に大学など教育機関がつくられ、著名な学者や文人たちが多くの足跡と作品を遺し、弥生式土器命名の地としても知られるなど、教育・文化資源が豊富に存在する土地です。

区は、このような「文の京」の伝統を保全するとともに活用して、区民の文化・芸術活動を支援し、地域へのより深い理解と愛着を育てていかなければなりません。今、全国に誇れる「文の京」の教育・文化資源を活用した施策を発信しはじめたところですが、今後、一層積極的に発信していく必要があります。

また、平成13年に施行された文化芸術振興基本法や、翌年国が策定した文化芸術の振興に関する基本方針では、地方公共団体の役割として、自主的かつ主体的に、地域特性に応じた文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進することが規定されており、こうした役割もこれからの課題となります。

【施策の方向】

「ふるさと文京」の学習

これまで、講演会、史跡さんぽなどの事業や、ふるさと歴史館の展示により、区の豊かな文化遺産、郷土の歴史や人々の暮らしなど「ふるさと文京」に関する理解や認識の高揚に努めてきました。今後、こうした事業や展示の充実に加え、資料のデジタル化の推進や、区内大学など新たな団体と連携した事業を実施するなど、「ふるさと文京」の学習を一層効果的に支援していきます。

また、区民大学講座の実施に際して区は、区民等で構成する区民大学企画運営委員会と協働し、区民の目線を取り入れた企画・運営を行ってきました。今後も、運営委員会との連携を強化するほか、区民大学院修了者等との協働を進め、区民が「ふるさと文京」を身近に感じながら学べる環境づくりに努めていきます。

なお、指定文化財の補修、文化財パトロールや技能名匠者認定など、「文の京」の伝統を維持・保全し、文化遺産や職人技術など学習資源の一層の活用に努めていきます。

「文の京」の文化・芸術活動の支援

「文の京 文芸賞」や、外部の団体等と協働して全国規模の文化事業を展開する「文の京 文化発信プロジェクト」などにより、「文の京」に相応しい文化・芸術活動への参加機会を提供するほか、身近で芸術に触れることができ、同時に若手アーティストの作品発表の場である「アートウォールシビック」事業やカレッジコンサートの充実により、新人発掘、若手支援に努めます。

また、国の文化芸術の振興に関する基本方針を踏まえ、文京区の特徴である豊富な歴史・伝統・文化資源を活かした文化・芸術活動の振興に努めるとともに、地域の人材が活躍できる機会や場の充実を図ります。

2 多彩な学習機会と場の提供

区は「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるため、誰もが気軽に利用できる施設として、生涯学習センターを中心とした5館の生涯学習館、真砂中央図書館ほか7地区館3図書室、郷土の文化遺産を展示するふるさと歴史館、各種スポーツ・レクリエーション施設などを整備してきました。今後は、社会経済情勢の変化に対応し、かつ、区民志向で質の高い効率的な行政サービスの提供を目指し、施設の有効活用や利便性などを改めて見直し、充実した生涯学習活動機会と場の提供に努めます。

(1) 生涯学習の基礎づくり

【現状と課題】

国の中央教育審議会は、近年の社会情勢の変化の中で生涯学習の振興に関し留意すべき事項として、フリーター等の増加と失業、家庭や地域の教育力の低下、高齢化、地域社会の活力低下を指摘しています。

また、区の教育ビジョン推進プランでも、学校、家庭、地域の教育力向上を重点目標とし、様々な機会や場を整備して生涯学習の基礎づくりを推進していくことを求めています。さらに、平成15年に設置した教育改革区民会議においても、地域に開かれた教育など生涯学習と密接に係わる事項が検討されています。

このほか、平成16年6月に閣議決定された少子化社会対策大綱では、生涯学習の基礎といえる次世代の育成について、かつて家族などが担っていた機能を地域や社会の力を借りて再構築し、社会全体で子育てを支援していくことが必要であるとしています。

このように生涯学習を取り巻く情勢を見ると多くの課題があり、従来のPTAや青少年関係団体等への支援や交流機会となるイベントの充実に加え、今後は、家庭、学校、地域などのあらゆる場における教育力の向上に資する施策のほか、子ども・若者・親世代・高齢者など人の成長段階やバリアフリーなどに対応して、効果的に生涯学習施策を展開していくことが必要です。

【施策の方向】

家庭教育・子育て支援の充実

すべての教育の出発点ともいえる家庭の教育機能を高めるため、親になるための教育から始まり、子育てを通じて親子が共に学ぶ機会の充実や、親同士がコミュニケーションを活発に行うための支援に努めます。また、平成16年度から区が主体となり、対象者を拡大してPTAと協働実施することとした家庭教育講座など、PTAや地域で活動する団体と連携した学習活動の充実に努めます。

さらに、子育て環境の急速な変化や児童虐待の増加に対応するために設置した子ども家庭支援センターや、旧幼稚園の空き教室を利用した子育てひろば等の充実に努めていきます。

学校における生涯学習の充実

総合的な学習の時間や国際理解教育、地域の歴史学習、ボランティア活動など、学校における様々な学習機会を充実するとともに、地域の学習ボランティアや大学生ボランティアの積極的な活用やバリアフリーパートナーによる心身障害教育の支援などを通じ、学校と地域との交流を進め、生涯学習の充実に努めます。

また、学校を地域の学習・文化活動の拠点の一つとして位置づけ、生涯学習のまちづくりに寄与する施設として整備していきます。

地域の教育力の向上

運動会、文化祭など学校行事への地域住民の参加や、地域で行われるイベントへの学校の参加など、区は地域の人たちと子どもたちがふれあう機会の充実に努めます。

また、地域で活動する団体等への支援、とりわけ生涯学習活動の指導者やリーダーとなる人材の育成には重点的に取り組み、地域の力を結集して子どもを育てる環境づくりを推進します。そのほか、青少年のリーダー育成やボランティア活動の奨励など青少年の社会参加を促進し、地域に愛着を持つ「文の京」の将来を担う若い人材の育成に努めます。

さらに、健康な高齢者の社会参画や、高齢化が進む地域社会における高齢者の新たな能力開発や、地域におけるスポーツクラブの創設などを検討していきます。

(2) 学習・スポーツ機会の充実

【現状と課題】

生涯学習施策に対する区民ニーズの多様化に応え、区では、平成7年度に、成人学校、婦人学級、青年教室を整理・統合して区民大学を開設し、わかりやすく参加しやすい条件を整えました。

さらに、平成13年度からは、民間教育事業者と連携して多様な講座を開始するとともに、区民大学企画運営委員会を設置し、区民の代表者などと共に検討、協議することで区民の学習要求に沿った講座や講師の選定を行う体制を整備しました。今後も、一層多様化する区民ニーズに的確に対応していくことが必要です。

また、産業構造の変化、技術革新の進展、就業形態の多様化など様々な変化に、就労者が自ら対応できる能力を身につけることが求められるようになりました。さらに、文部科学省では、国民一人ひとりの基礎的能力の引き上げと専門性のある人材の育成が経済活性化を支えるとの考えから、産学官が一体となった「社会人キャリアアップ推進プラン」の実現に取り組んでおり、区においても、高度な内容や職業能力等に関する学習機会の提供に努めていくことが必要になってきています。

このほか、様々な制約・条件を取り除き、誰もが参加しやすい生涯学習環境をつくることや、区民参画の進展を背景として、地域課題に関する学習機会を充実することが求められています。

【施策の方向】

健康に生きるための学習・スポーツ機会の充実

区民が健康や体力を保持・増進し、生涯にわたりいきいきと生活するために、健康をテーマにした各種講演会など医学的、栄養学的知識を学ぶ機会や、小学生・女性・高齢者、障害者などの対象に応じた事業等、健康に生きるための学習・スポーツ機会を充

実します。

また、高齢化が進む中、元気で健康な高齢者が地域で自立した生活を送り、生涯学習活動を通じて豊かな人生を送れるような施策の展開が求められます。そこで、高齢社会を生きていく知恵を、世代や体力、生活環境などライフステージに合わせて学ぶ機会の提供に努めます。

豊かな生活を送るための学習機会の充実

豊かで充実した生活を送るためには、生きがいや喜びを見出して教養を高める学習活動のほかに、社会構造の急速な変化に対応する知識や技能を身につけるための学習機会が必要とされています。そのため、教養・文化・芸術に関する学習機会だけでなく、社会、経済、政治や日常生活の中で必要となる知識・技能に関する学習機会の提供にも努めていきます。

また、子どもの英会話教室、音楽体験教室や伝統芸能教室など子どもの学習機会の充実や、地域の社会教育関係団体等の協力による親子の体験教室などを奨励していきます。

現代的課題に対応する学習機会の提供

国際化、少子高齢化、情報化、環境問題、男女平等参画など現代的な課題を解決するためには、行政と区民等が適切に役割分担し、行政は行政の取り組むべき施策を充実するとともに、地域で生活する人々が問題意識を持って現代的な課題に取り組めるような環境を整えていくことが必要です。そこで、こうした課題の現状認識と知識を習得するための学習機会の提供に努めます。

なお、地域における区民の自主的な学習活動を支援するために開設した「生涯学習お届け講座」についても、時代に即したテーマを加えるなど充実に努めていきます。

職業に生かすための学習機会の提供

高度な内容や職業能力等に関する学習機会の提供などにより社会人等のキャリアアップを推進するため、大学や各種教育・職業訓練機関、企業やNPO等と連携し、資格取得などを支援する講座の内容充実を図ります。また、キャリアアップ推進のために産学

公が連携するネットワークセンターとなる拠点の整備を検討していきます。

学習活動の制約を取り除くための支援

子育てや介護を行っている人、心身に障害のある人、時間的制限のある人など、様々な制約を少しでも取り除き、可能な限り多くの方が生涯学習活動に参加できる環境づくりとして、講座等のインターネットによる配信や手話通訳者の配置、保育室の設置など支援策の充実に努めます。

また、新たな通信・放送メディアを活用した講座の提供や、IT化の進展による情報のバリアフリー等の対応について検討していきます。

(3) 学習・スポーツの場の整備

【現状と課題】

「いつでも、どこでも、だれでも」が参加できる生涯学習環境を整えるためには、機会の充実と併せて学習・スポーツの場の整備も重要です。

学習施設の整備としては、平成15、16年度に6図書館のカウンター業務委託に併せ、開館日や開館時間の拡大、レファレンス専用カウンターの設置などを行いました。また、ITを活用したサービスとして平成16年5月に区立図書館ホームページを開設し、インターネットによる図書館資料の検索や予約を可能にしました。また、スポーツ施設では、最近課題となっている青少年の居場所づくりにスポーツが果たす役割に注目し、平成15年、小石川運動場内にローラースポーツや3on3ができる「スポーツひろば」を設置しました。

このほか、新生文京いきいきプランでは、世代間の交流ができるような施設の多目的な活用方法として（仮称）地域交遊館構想を進め、生涯学習館など他の施設についても多目的な活用を図ることとしており、この取り組みが今後の課題となります。

さらに、区民等の改善要望を踏まえた、インターネットによる

生涯学習施設等の施設予約システム導入を実現し、利便性の向上を図ることが求められています。

【施策の方向】

学習施設の整備

図書館ホームページは、インターネットによる未所蔵資料のリクエストやレファレンス受付、館内への利用者用端末の設置など、一層、利便性の向上を図っていきます。また、これまでのカウンター業務の委託状況を検証し、他の図書館への拡大を図るとともに、委託業務の範囲の拡大についても検討し、より効率的で質の高いサービスや、委託により可能となる新たなサービスの提供などを検討していきます。

さらに、鷗外記念本郷図書館は、平成18年に(仮称)本郷図書館として移転、開館する予定であり、単独施設として残る鷗外記念室については、今後その方向性等について検討していきます。生涯学習館は「生涯学習都市・文京」を目指すための拠点と位置づけ、多目的な活用を図る施設としての機能を併せ持つように整備を進めていきます。

スポーツ施設の整備

区民サービスの向上、事務処理効率化、地域コミュニティ活性化を図るため、生涯学習・スポーツ施設等の予約システムを導入します。このシステムは、インターネットを利用して施設予約から使用料払い込みまで、窓口に出向くことなく手続きできるもので、平成17年度中の導入に向け検討を進めていきます。

また、総合体育館・スポーツセンターなどスポーツ施設は、施設の整備に努めるとともに、指定管理者制度の導入を含めて、順次、民間事業者等への委託などを進め、利便性の向上や効率的な運営を目指していきます。

学校開放の促進

これまで、区立小中学校の会議室や体育館を地域の団体に開放するほか、校庭開放・スポーツ開放の拡充に努めてきました。校庭開放やスポーツ開放は、地域の実情や要望に応えるために、既

に数校で実施した自主運営組織による運営を拡大するとともに、校庭開放の利用対象者を広げるなど、更に充実を図ります。

また、学校施設を有効活用する方法として、余裕教室を生涯学習の場として活用することや、特別教室、プールなどの開放について検討を進めていきます。

他の教育機関等の開放

最近、大学や都立学校などでは、公開講座などの知的資源の開放や各種施設の地域への開放に積極的に取り組んでいます。

区においても、平成13年度の大学施設を利用したパソコン教室の開催、平成15年度から行っている大学付属図書館を区民に開放する試み、平成16年度に開設した大学のキャンパスで学ぶ区内大学連携講座など、大学等教育機関との連携を図る中で、豊富な学習施設等の開放を働きかけてきました。

この分野は、まだ取り組みの途についたばかりで、新たな事業や先進的な事業を展開できる可能性が非常に大きな分野であるといえます。今後、大学等教育機関を始め民間事業者・近隣区などとも連携を強化し、様々な可能性を探りながら、教育機関等の知的資源・施設を有効活用した生涯学習環境の充実を目指していきます。

3 学習成果の地域社会への還元

学習の成果を評価し、その成果を地域に還元していく「知の還流」という視点で生涯学習施策を実施していくことが、学習者の意欲を引き出し、能力を高めていくことにつながります。そのため、学んだ成果を発表する機会や、その成果を生涯学習事業等に活かしていく体制、地域における生涯学習推進を担うボランティアの育成、支援体制を確立します。

(1) 発表の機会の充実

【現状と課題】

学んで得た成果を誰かに伝えたい、学ぶ楽しさを大勢の仲間と共有したいという欲求は誰もが抱くものです。こうした要求に応える機会として、生涯学習館、シビックホール、男女平等センターや福祉センターなどで作品展や祭りなどを実施するほか、全国的規模の事業として、「文の京 文芸賞」や「文の京 唱歌・童謡祭」などを実施してきました。

また、生涯学習センター展示室が、多くのサークル等による展示会に活用されてきたほか、各種スポーツ大会、カレッジコンサート、区民大学院修了生の研究成果の冊子化など、学習成果を発表する機会の充実に努めてきました。

今後は、区民参画を促進しながら、成果を発表する機会の更なる充実に努めていくことが必要です。

【施策の方向】

交流機会の提供

児童館や生涯学習館などで行われてきた児童、高齢者、障害者など様々な分野での交流活動について、区報やホームページ等で積極的に周知することで参加者の拡大を図り、一層幅広い交流活動を促進していきます。そのほか、演劇・オペラなど区民参加事業の実施により交流機会の提供に努めます。

また、近年の少子高齢化やライフスタイルの多様化により、地縁的なつながりの希薄化が指摘されており、区民同士の交流を促

進することで地域を活性化する取り組みが求められています。そのため、世代や立場の違いを超えて広く区民が交流することのできる（仮称）地域交遊館構想を進めるほか、生涯学習館は、生涯学習の拠点の役割を果たしながら、多目的な活用が図れるように整備し、子どもから高齢者までが日常的に交流できる環境をつくっていきます。

各種大会等の充実

これまで行ってきた各種の展示会・発表会、アートウォールシビックでの発表、区民大学院修了生の研究成果の公表、各種スポーツ大会などは、引き続き創意工夫し、一層内容充実に努めていきます。

また、こうした発表会や大会については、区民の目線で内容を充実していくことを目的として、関係団体等による自主運営を促進していきます。なお、こうした団体の自主運営能力を高めるため、併せて人材育成を支援します。さらに、同様の考え方から、平成16年度のカイザースラウテルン市長杯文京区少年サッカー大会の開催を契機として、新たな自主運営組織の設立を支援します。

(2) ボランティア活動の支援

【現状と課題】

最近のボランティア活動は、福祉の分野から教育、環境、まちづくりなど、社会のあらゆる分野へ広がると同時に、地域が一体となって取り組む活動や、日常的に行われる活動に変わってきています。こうした変化を受け、ボランティア活動を行う団体や個人の育成・支援が重要になり、また、ボランティアとして活動する分野に関し、専門的な知識や技術を習得するための学習機会が求められるようになってきました。

区はこのような学習機会を提供するとともに、地域社会の一翼を担うボランティア団体等が、自らの目的に沿った活動を通して地域の課題の解決に取り組み、「文の京」自治基本条例で提唱して

いる「協働・協治」の社会の実現に自主的に参画していける環境をつくり、多くの分野でボランティア活動を根づかせていく必要があります。

【施策の方向】

ネットワークの整備

ボランティア活動を行う団体の指導者育成を目的として、区はボランティア保険の加入を行ってきました。また、社会福祉協議会においては、ボランティア活動室の整備、ボランティア・市民活動に関する情報提供や、交流・協働機会の提供など、登録したボランティア団体の支援が行われてきました。今後も、区は社会福祉協議会と協働し、活動領域の拡大を図りながらボランティア団体の支援を継続していきます。

また、ボランティア活動に関する情報収集と提供、相談機能、研修等育成機能などを持ち、団体等相互の情報交換も行える総合的なネットワークの整備を社会福祉協議会とともに検討していきます。

人材の育成・活用

区民が学習の成果を活かして、地域の問題解決に取り組む活動を効果的なものとしていくためには、地域におけるリーダーの存在が不可欠です。こうした指導者を育成することは、区が担う大きな役割の一つであり、育成講座の実施など人材の育成に努めていきます。

また、人材バンク制度は、平成16年度に、生涯学習人材名簿の登録内容を変更し、内容の充実を図りましたが、今後も、育成講座受講者の表示や、登録内容をインターネットで紹介する等、利用者の立場に立った見直しを行っていきます。

このほか、地域で生活する人や学ぶ学生などが、指導者、協力者として知識や経験を活かす機会を増やすとともに、図書館ボランティア（ライブラリーパートナー）との協働や、区民提案による公募型講座の充実を図っていきます。

団体・グループへの支援

現在、区には 1,200 を超える社会教育関係団体が登録されているほか、多数の学習グループやNPO等ボランティア団体が、地域において生涯学習の活動を行っています。

区は、これらの団体やグループが、地域の課題解決に向けて主体的に活動し、団体相互の協働関係を築いていける環境をつくるため、指導者の派遣、活動の場の提供、資材貸出のほか、団体・グループの育成に役立つ講座などを実施します。また、団体やグループが相互に情報交換や連絡調整できる機会を設けるなど、地域における生涯学習活動を積極的に支援していきます。

また、生涯スポーツ社会を実現するために、既存のスポーツ関係団体への支援と併せ、引き続き総合型地域スポーツクラブの実現を目指していきます。

4 学習情報提供、相談・推進体制の充実

学習情報の提供や相談体制については、これまでの事業の充実に加え、インターネットの活用などIT社会に対応した情報提供、相談体制を整備します。また、生涯学習を推進する体制としては、文京区基本構想の理念にある「区民参画」を進めながら既存の体制を強化していくと同時に、区民、教育機関、民間事業者などとの連携を図り、総合的に施策を推進していく新しい体制の整備を検討します。

(1) 各種メディアによる情報提供、並びに相談機能の充実

【現状と課題】

区はこれまで、生涯学習情報誌や区報、CATV、ホームページなどを活用して、学習機会・施設・人材など生涯学習活動に必要な情報を提供してきました。今後も急速にIT化が進んでいく中で、多種多様な情報を総合的、体系的に利用しやすく提供する方法と、新たな情報提供システムの活用を検討していくことが必要です。また、区が発信する情報のほかにも、社会教育関係団体、大学等教育機関や民間教育機関、地域における生涯学習に関する情報なども網羅し、かつ、常に新しい情報を提供していくことが求められます。

学習相談機能については、平成12年4月の生涯学習センター全面開設と同時に相談窓口が設けられ、職員が相談に応じる体制を整えましたが、区民ニーズの多様化などから、一層充実した相談体制の整備が必要です。

また、平成7年度から生涯学習人材名簿を発行し、ボランティア精神で地域の学習活動を援助・指導していただける人材の情報を提供してきました。今後は、高齢化、少子化、情報化、国際化といった社会の変化への対応や、指導力向上などが指導者に求められます。そこで区は、多様な指導者の発掘、指導者を育成する講座、指導力・資質の向上を目的とする研修などを実施していくことが必要です。また、生涯学習人材名簿は、平成16年度の登

録内容変更等、今後もさらに質の高い名簿の作成が求められます。

【施策の方向】

各種メディアによる情報の充実

生涯学習に関する区の情報は、生涯学習情報誌を中心としてホームページへの掲載を行いました。今後さらに掲載する情報の種類や内容を充実し、一層の利便性向上を図っていきます。

また、大学等教育機関や民間事業者との連携を図る中で、多く情報を収集・整理・分析し、一層充実した情報を区民に提供します。

新たな情報提供方法の整備

平成15年度に実施した世論調査の結果によると、45.1%の方が自宅でインターネットを利用し、そのうち95.6%が情報収集・検索の手段として使用しており、新しい情報を広範囲に伝えることのできる情報伝達手段として絶えず効果的な活用を図ります。

生涯学習・スポーツ・区民施設などについては、インターネットを使用して空状況の照会や使用申込ができる施設予約システムを導入し、利便性の向上を図ります。また、平成16年5月には、図書館オンラインシステムを更新してインターネットで図書館資料の検索や予約ができるようにしたほか、9月にはインターネットでリクエストやレファレンスに応えるサービスを始めましたが、今後も質の向上を図っていきます。

このほか、区が所蔵する絵画や歴史的資料を、インターネットを活用して区内外へ発信するシステムの検討や、生涯学習施設に区民が気軽に利用できるインターネット端末を設置するなど、新たな情報提供方法の整備に努めます。

学習相談機能の充実

現在、生涯学習センターを中心に学習情報の提供や相談を行っていますが、利用しやすい相談窓口を目指して、新たに情報・相談コーナーを設置します。

また、電子メールによる新たな相談窓口の開設を検討するほか、

指導者を養成する講座等により、地域において学習相談に応じられる人材を育成します。

(2) 推進体制の整備

【現状と課題】

これまで区は、文京区生涯学習推進基本構想で提唱した「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」するための拠点として生涯学習センターを整備したほか、文京区生涯学習推進本部、文京区生涯学習推進協議会、区民大学講座企画運営委員会などを設置してきました。とりわけ、推進協議会や運営委員会は、公募委員など区民や学識経験者で構成される組織で、生涯学習を推進する中で区民参画を進めてきました。

「文の京」自治基本条例では、区民等と区が対等の関係で協力して公共的な課題の解決を図る社会のあり方として「協働・協治」という考え方を示しています。生涯学習の推進体制を整備する上でも、この「協働・協治」の社会を目指していくことが必要です。

また、文京区では、平成15年度に国の構造改革特区第4次提案で「最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区」が一部認定され、平成17年度からは、区内大学等と連携し、IT人材育成特区講座を開設することになりました。この特区の提案は、産学公が緊密に連携する新たな拠点を見据えた取り組みの第一歩であり、拠点整備の実現に向け、引き続き検討していくことが必要です。

【施策の方向】

区民参画の促進

「協働・協治」の社会を実現していくためには、区の政策立案、実施、評価の各段階に区民等が積極的に参画し、協働しながら公共的な活動に取り組むことが必要です。こうした考えから、区民参画のもとで、生涯学習施策全般に関し協議検討する文京区生涯学習推進協議会の役割はこれまで以上に重要となるため、一層の活性化と強化・充実を図っていきます。

また、区民大学企画運営委員会は、区民参画型の委員会として運営してきましたが、今後も、区民提案による公募型講座を始めとした区民等による自主的な講座など、区民の要望をより反映した講座等を企画する組織を目指していきます。

このほか、平成14年度に開始した図書館ボランティア（ライブラリーパートナー）は、区内の多彩な人材を受け入れ、図書館サービスの活性化や図書館運営への区民参画を促進するものであり、積極的に人材を受入れ、より地域に密着した図書館運営を目指していきます。

新たな推進体制の検討

人生の中で自由時間をいかに過ごすかを考えるとき、知識を高め地域のコミュニティに活かす生涯学習活動には大変意義があります。また、キャリアアップ、人材育成に重点を置く事業やIT人材育成特区講座などでは、高度な知識の習得が求められ、大学等教育機関や民間教育機関の有する学習資源の活用が不可欠です。

これまで、各機関が独自に行ってきた生涯学習活動をネットワーク化し、産学公の連携を進め、文字どおり「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」にするため、速やかで柔軟な運営を行える、新たな拠点や推進体制の整備を検討していきます。

行政内部の推進体制の整備と職員の育成

生涯学習施策については、行政内部の各部課がそれぞれの行政目的に応じ様々な事業を行っています。これらを総合調整する文京区生涯学習推進本部は、新たな推進体制を検討していく中で機能強化を図り、区の責務である生涯学習環境の一層の整備に努めます。

また、「協働・協治」の考え方に基づく生涯学習を推進するためには、地域の団体・人材の育成や支援と併せ、区職員の育成が必要です。このため、文京区人材育成計画に基づく総合的な人材育成のほか、文京区第2次電子自治体推進プランによる情報リテラシー（情報対応能力）の向上など個別課題に関する人材育成にも取り組んでいきます。

第4章 生涯学習推進事業

この計画により、区の各部課及び地域・文化振興公社等関係機関が実施又は実施を予定している事業を次のように整理しました。

基本目標（大項目）、施策の目標（中項目）、施策の方向（小項目）により体系化した順に整理しました。

複数の項目に該当する事業は、最初に該当する項目に説明を入れ、他の項目では概要のみ記入しました。また、実績、方向性などを記入した項目の体系コードを（再掲）として表示しました。

所管課が複数の場合は、複数課併記、又は、課他と表示しました。なお、全課に係わる場合は、各課と表示しました。

【凡例】

1 「文の京」らしい生涯学習の展開

(1) 教育機関との連携の促進

大学と連携した講座の充実

体系コード 1 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
事業の 名称	事業の概要 (再掲 1 - (2) - 45 頁)	16年度に 実施した内容	3年間の 計画（方向性）	担当の 部課

生涯学習推進計画の項目

再掲元の
体系コードと掲載頁

1 「文の京」らしい生涯学習の展開(大項目)

(1)教育機関との連携の促進(中項目)

大学と連携した講座の充実(小項目) 体系コード: 1 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
区内大学連携講座(区民大学講座)の実施	区民大学講座の一分野として、大学の人材・キャンパスを活用した講座を委託事業として実施する。	新設(5大学11講座)	充実(大学との連携を強め、さらに講座の内容、講座数とも充実させていく。)	生涯学習センター
大学との共催公開講座等の充実	区と大学が相互に役割・経費等分担・協力し公開講座、講演会を開催する。	6大学10講座	充実(区民大学講座等多様な事業での他大学との連携強化)	生涯学習センター
生涯学習推進のための講演会等の実施	生涯学習についての啓発を行うための講演会等を実施する。	大学学長講演会年1回実施(区内大学学長2人)	継続	生涯学習センター
IT人材育成特区講座	IT関連の国家資格に関し、試験の一部免除など取得要件緩和につながる講座を実施する。	2資格(初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者)について特区認定申請	新規(17年度講座開設)	生涯学習センター

施設・人材の活用 体系コード: 1 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
大学の人の講師や指導者としての活用	講座等の講師や指導者として、大学の人の材を活用する。	各種講座や講演会等	継続	各課
大学の人の審議会等での活用	各種審議会等委員として、大学の人の材を活用する。	生涯学習推進協議会ほか	継続	各課
区と区内大学の連絡協議会等の開催	連絡協議会等を開催し、区と大学との連携の強化を図る。	「事務担当協議会」を発展させ区内大学学長懇談会を開催(1月14日開催)	継続(協議会または学長懇談会の充実を図る。)	企画課
大学施設の開放要請	区内大学のもつ文化・体育施設等を区民に開放するよう要請する。	東洋大学附属図書館を夏休み期間中、区民に開放。他大学、施設については継続して開放を要請。	継続(大学内パソコン教室など学習・スポーツ施設を区民に開放するよう学長懇談会などで要請していく。)	スポーツ振興課 生涯学習センター 真砂中央図書館
大学等との連携により、学生等を活用した学校活動支援事業	大学生等ボランティアを活用した学習指導補助員を派遣して、小・中学生の学力向上等を支援する。	小・中学校20校で実施 大学生90人派遣	継続(規模を拡大する方向で検討する。)	指導室
	バリアフリーパートナーとして、区内大学の学生・ボランティア等と協働し、心身に障害のある児童・生徒を支援する。	10小学校 1中学校 4幼稚園	継続	学務課

連携の拠点づくり 体系コード: 1 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
大学等と連携を図るための拠点づくり	拠点づくりに向け、既存事業を通じて大学等との連携強化を図っていく。	区内大学連携講座、大学公開講座、学長による講演会	充実(連携講座などの内容充実を図る。)	生涯学習センター
	大学、教育関係事業者等と連携した生涯学習事業を展開していくために、連携の核となる新たな拠点づくりを検討する。	(仮称)文京アカデミー構想推進委員会を設置して検討	検討(引き続き検討を進める。)	文化振興課 他

(2)文化遺産の活用と文化活動の支援

「ふるさと文京」の学習 体系コード：1 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
地域に関する学習 機会の充実	地域の現状や歴史・伝統文化を知るための学習機会を提供する。	地域広報誌発行補助・21町会	継続	区民課
		史跡さんぽ	継続	文化振興課
		文京の歴史講座、歴史館特別展、学習企画展、書籍等の作成、歴史館友の会の支援	継続	文化振興課 (ふるさと歴史館)
		区民大学講座(文京学11講座)、区民大学院講座	継続 (文京学を12講座として継続)	生涯学習センター
		戦争資料展、地域資料の収集・提供 (14,15年度に樋口一葉の展示会)	継続 (地域資料の充実に努める)	真砂中央図書館
	ふるさと歴史館の展示を充実する。		充実 (常設展示リニューアル:17年度展示基本構想、18年度設計、19年度リニューアル)	文化振興課 (ふるさと歴史館)
地域についての学習の推進	地域の歴史や伝統・文化に触れる学習を展開するとともに、地域の人々を活用した教育内容を充実させる。	社会科副読本の作成「わがまち文京」「わたしたちの文京」	継続 (今後とも編集を担当する教員とともに内容の充実を図っていく。)	指導室
(仮称)鷗外記念館の新設	鷗外記念本郷図書館の建築計画も踏まえ、今後の方針を検討する。	森鷗外記念館(仮称)運営検討委員会を設置して検討	検討 (検討委員会の報告書をもとに検討を進める)	真砂中央図書館
文化遺産等の維持・保全と活用	文化遺産等を着実に維持・保全し、「文の京」を学ぶ活動に活かしていく。	国・都・区指定文化財修理事業補助、区指定文化財パトロール及び奨励金の交付、文化財表示板の新設・建て替え、「文の京一葉物語」事業等	継続 (「文の京一葉物語」事業は16年度で終了)	文化振興課

「文の京」の文化・芸術活動の支援 体系コード：1 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
文化・芸術に親しむ 発表会、大会等の実施	教養等に関する区民の学習要求に応える学習機会を充実する。	歌壇・俳壇、俳句大会、絵画展、書道展、華道展、茶会、合唱のつどい、民謡大会、謡曲大会、日本舞踊のつどい、民謡のつどい、吟剣詩舞道大会、企画展、シビックセンターコンサート、カレッジコンサート、シビックシネマサロン	継続 (大会等の運営のより一層の委託化、統合を進め、新たな分野へも取組みを図っていく)	生涯学習センター
		森鷗外に関する講演会、講座	継続 (森鷗外に関する特色ある内容で開催)	真砂中央図書館

「文の京」の文化・芸術活動の支援 体系コード：1 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
文化・芸術に親しみ、区民等が交流する参加型事業の実施	区民を対象に演劇を学ぶ機会を提供し、演じることを通して地域コミュニティの活性化を図る。	演劇グループ“ザ・シビック”講習会及び公演	継続	地域・文化振興公社 (シビックホール)
	区民を対象にオペラの公演を目標とする講習会実施し、地域コミュニティの活性化を図る。	区民参加オペラ開催	継続	地域・文化振興公社 (シビックホール)
文化・芸術に親しむ機会の提供	東京フィルハーモニー交響楽団との提携による区内の芸術活動の振興を図る。	響きの森クラシックシリーズ開催	継続	地域・文化振興公社 (シビックホール)
「アートウォール・シビック」への作品展示	若手芸術家の育成を図るため、シビックセンターの壁面を利用して平面美術作品の展示を行い、同時に区民が身近に芸術に触れる機会とする。	企画展示4回、一般展示6回 (一般展示募集2回)	継続 (区民や関係団体へのより一層の周知を図り、若手アーティストの発表の場として定着化していく)	生涯学習センター
文の京文芸賞の実施	近代文学の発展の舞台となってきた文京区の文化的資源を継承及び活用することを通じ、新たな文化創造への寄与と全国規模での文化的貢献を図るため、文芸作品を公募し表彰する。	第2回文の京文芸賞(作品募集) (16～17年度2年間にかけて実施する事業)	継続 (17年度)第2回文の京文芸賞【選考、表彰、出版】 (18年度)第3回文の京文芸賞【実行委員会の開催、作品募集】 (19年度)第3回文の京文芸賞【選考、表彰、出版】	生涯学習センター
文の京唱歌・童謡祭の実施	唱歌誕生の地、文京区から、全国規模での文化発信事業として、唱歌・童謡の合唱及び作詞・作曲コンクールを開催する。	文の京唱歌・童謡祭開催 (15年度に実施。応募総数：作詞作曲コンクール502点、合唱コンクール83点)	検討	生涯学習センター
「文の京一葉物語」事業	2004年に樋口一葉の肖像を採用した新五千円札が発行されることを契機として、本郷界隈をはじめ、地域のまちおこしと活性化を図るとともに、一葉文学、一葉ゆかりの史跡等を広く紹介し、顕彰するもの事業を地域の関係団体と協働で実施する。	一葉キャラクター公募、文学散歩マップ作成、一葉特別展、5千円基金、文京一葉忌、旧伊勢屋質店公開、史跡めぐり、朗読会・観光タクシー史跡めぐり・一葉関連史跡等整備等	事業終了 (15,16年度実施事業をきっかけとして、一葉関連の事業、イベントや他自治体との連携(相互協力)等の継続について検討していく。)	文化振興課
「文の京文化発信プロジェクト」	文の京からの文化発信に相応しい全国規模の文化事業を企画する団体と協働し、区民への文化・芸術活動参加機会の提供と、文の京の新たな文化創造を推進する。		新規 (年2～3事業実施)	文化振興課

2 多彩な学習機会と場の提供

(1)生涯学習の基礎づくり

家庭教育・子育て支援の充実 体系コード：2 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課	
保護者のための学習機会の提供	家庭教育への理解を深め、家庭教育を一層充実するために保護者のための学習機会を提供する。	母親学級、両親学級、育児学級、育児グループ支援	充実 (両親学級4回 6回)	保健サービスセンター	
		読書に関する講演会、資料の収集・提供	継続 (保護者に役立つ内容で継続していく)	真砂中央図書館	
家庭教育講座の充実	家庭で子どもの発達に応じた、適切な教育ができるよう家庭教育学級を充実する。	従来の家庭教育学級(小学校10校、中学校4コース、幼稚園1コース)から、家庭教育講座として対象者を拡大して実施	継続 (PTA等の参加により、その年に取り上げるテーマを決定し、専門的な講座をしていく。)	文化振興課	
PTA活動との連携強化	保護者の学習の場として、また親同士のつながりをつくる場として、PTAとの連携を強化する。	PTA合同研修会(全体会、広報)	継続 (広報研修の時期・内容について検討・工夫を進める。)	文化振興課	
PTAの育成、活動支援	PTAが実施する事業を支援して、親と親、親と子の相互交流の機会や学習活動の充実を図る。	PTA連合会主催事業の支援(幼稚園PTAレクリエーション研修会、小学校PTA会体育大会、中学校PTAスポーツフェスティバル)	継続 (参加者の拡大につながる内容充実の検討を進める。)	文化振興課	
家庭と学校・地域の連携強化	子どもの育成の核である、家庭・学校・地域の連携を強化し、教育力の向上を図る。	五者合同研修会	継続 (PTA、教師、青少年委員相互の交流が深まる企画を検討する。)	文化振興課	
親と子どもが共に学習する機会の提供	子どもの発達段階において、親と子どもが共に学習する機会を提供する。	子育てひろば	継続	教育センター	
		ファミリーハイキング教室	継続 (ファミリーで参加できる教室を企画する。)	スポーツ振興課	
親と子がふれあうイベント等の実施	青少年対策地区委員会(9地区)が実施する「家庭の日」啓発事業に対し支援する。	青少年対策地区委員会(9地区)が実施する「家庭の日」啓発事業に対して補助(サマーファミリーフェスティバル・水辺ライン・ハイキングなど)	継続 (家族のふれあいを呼びかけるための、より有効的な事業内容を青少年対策地区委員会と検討しながら、継続して支援していく。)	男女平等青少年課	
		65歳以上と小学生以下を対象に区内公衆浴場を無料開放し、異世代交流の場を提供する。	ふれあい入浴デー	継続	生活衛生課
		親と子が共に楽しみ、ふれあいを深める行事を実施する。	たなばた、クリスマス、ひなまつり子ども会、子ども映画会	継続 (ふれあいを深める内容で継続していく)	真砂中央図書館
親子のふれあいを深める活動の助成	PTAが自主的に実施する親子ふれあい教室に係る経費の一部を助成する。(サンセット事業)	区立幼稚園、小学校、中学校 全41校(園)	継続 (各PTAの活動を共有できる取組みを進める。)	文化振興課	
		子どもの情操教育の一環として、親などと一緒に生のクラシック音楽演奏に触れる機会を提供する。	子どものための音楽体験教室(年2回実施・定員1,000人)	継続	生涯学習センター
		乳児期の早期から絵本を介して親子のふれあいを深め、親子の健全な関わりを育む子育て支援の一助とする。	ブックスタート事業 1,200人	継続 (子育て支援も踏まえて継続していく)	真砂中央図書館

家庭教育・子育て支援の充実 体系コード：2-(1)-

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
幼稚園施設の地域開放	地域の幼児の遊び場として、保育時間外に園庭等を開放する。	各園で園児及び未就園児を対象に開放実施	継続	学務課
幼稚園・保育園の一元化施設の整備	保護者の子育ての選択肢の拡大を図るため、幼稚園、保育園とは異なる新たな選択肢として、また保育園の待機児対策として、幼稚園・保育園の一元化施設を整備する。	幼稚園・保育園の一元化施設を公設のモデル園として設置すべきとの教育改革区民会議の答申を踏まえ、具体的内容を検討。	新規(18年度開設予定)	教育改革担当課
子ども家庭支援センター事業	安心して子どもを産み育てることができるよう、相談事業等により、家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援する。	総合相談、親子ひろば、一時預かり保育、子育て支援講座、連絡調整会議等 児童虐待防止ネットワークの構築	充実 (相談ノウハウの蓄積や、相談内容に沿った子育て関連セクションとの連携を強めるなどの充実を図る。)	児童課
子育て相談・子育てひろば等	旧幼稚園の空き教室を利用し開設。子育てに不安や悩みを持つ保護者に対し指導・助言をし、情報交換・仲間づくり・学習の場を提供する。	2ヶ所	継続	教育センター
保育サービスの充実	多様化する保育需要に対応するため保育サービスの充実に努める。	延長保育21園、零歳児保育18園、障害児保育全園、一時保育1園、年末保育3園、緊急一時保育1ヶ所、認証保育所3ヶ所、保育室1ヶ所	充実 (延長保育全園)	保育課
公園等の整備	都心部の既成市街地の中で貴重なみどりを提供し、自然とふれあう場としての公園等の整備を図る。また史跡等と結びつけ、公園間を結ぶ散歩コースの充実に努める。	公園41ヶ所、児童遊園69ヶ所、緑の散歩道の充実	継続	みどり公園課

学校における生涯学習の充実 体系コード：2-(1)-

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
教育ビジョンの具体化の推進	教育ビジョン推進プランに基づき、生涯学習の基礎づくりを図り、豊かな人間性を育む教育を、学校・家庭・地域において推進するための環境整備を行う。	かがやく心(冊子)策定、全小・中道徳授業地区公開講座の実施	充実 (かがやく心作成、道徳授業地区公開講座の実施、シンポジウム実施)	指導室
国際理解教育の推進	進展する国際化に対応するための教育を行う。(13年度以降海外派遣事業休止)	AET(英語授業助手)の派遣 中学校全学年全校、小学校3年以上全校	充実 (派遣の範囲を広げるとともに、派遣内容の充実を図っていく。)	指導室
校外施設での学習の推進	自然にふれ、自然の中で生活することにより、豊かな体験ができるよう、校外施設での学習を行う。	柏学園、八ヶ岳高原学園、岩井臨海学校、四阿林間学校	継続 (内容の充実について指導助言をしていく。)	指導室
生涯学習に関する教員研修の実施	生涯学習の基礎づくりの場としての学校教育を充実するため、教員に対する生涯学習の研修を実施する。	進路指導担当教員に対して研修会を実施	継続	指導室
	生活科・家庭科等を担当する教員に対し、消費生活問題に関する研修を行う	消費者研修会(教員対象) 6月15日に実施。7校参加。	継続 (授業に反映させる等の活用の働きかけを強化していく。)	経済課 (消費生活センター)

学校における生涯学習の充実 体系コード：2 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
地域の人材の学校での活用	生活科・総合的な学習の時間の充実を図るため、地域の人材を生かした区民講師を招聘する。	各小中学校で実施	継続 (内容の充実について指導助言をしていく。)	指導室
地域についての学習の推進	地域の歴史や伝統・文化に触れる学習を展開するとともに、地域の人々を活用した教育内容を充実させる。 (再掲1-(2)- 32頁)			
大学との連携による学校活動支援事業	大学生等ボランティアを活用した学指導補助員を派遣して、小・中学生の学力向上等を支援する。 (再掲1-(1)- 31頁)			
	バリアフリーパートナーとして、区内大学の学生・ボランティア等と協働し、心身に障害のある児童・生徒を支援する。 (再掲1-(1)- 31頁)			

地域の教育力の向上 体系コード：2 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
学校五日制に対応した事業の充実	学校五日制に対応し、児童・生徒が、地域で交流したり、学習する機会を充実する。	やってみましょう楽しい実験、親子理科実験教室、こどもプラネタリウムジュニア星空教室、七夕おはなし会、科学教室継続コース・一日コース、児童パソコン教室『親子パソコン教室』『子どもパソコン教室』、コンピュータクラブ小・中、キッズパソコンルーム	継続	教育センター
		学習企画展	継続	文化振興課 (ふるさと歴史館)
		小中学生スポーツ教室(ミニテニス、3on3、ローラースケート、スキー)	継続 (小中学生によりスポーツを楽しむ機会を提供できる教室を開催していく)	スポーツ振興課
学校行事への住民参加	運動会・文化祭などの学校行事で住民参加の機会を提供する。	教育課程編成時に地域の参加等を配慮、学校行事等への招待	継続	指導室
地域行事への学校の参加の促進	地域の様々な催しに学校が積極的に参加し、地域と学校の連携を図る。	地域のイベント等への児童・生徒の組織的参加	継続	指導室
ボランティアの育成	ボランティアに関する理解を深めボランティア活動への参加を促進する。 また、専門的な知識を持ったボランティアを育成する。	手話通訳者研修会	継続	障害者福祉課
		ボランティアスクール、シニアボランティア講座、青少年のためのボランティア講座、手話講習会、朗読講習会、点訳講習会の実施	充実 (ステップアップ講座の実施)	社会福祉協議会

地域の教育力の向上 体系コード：2 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
児童・生徒を対象とした事業の充実	学習の機会となり、かつ異年齢との交流の機会となる、児童・生徒を対象とした事業を提供する。	児童館行事各種(工作、卓球、リズムダンス、季節行事、伝承遊び等)	継続	児童課
		子どものヘルシークッキング教室	継続	保健サービスセンター
		15年度までの「子ども土器作り教室」を16年度から「子ども考古学教室」に変えて実施	継続 (考古学に親しめる内容に改善しながら継続する。)	文化振興課
		小・中学生のための歴史教室	継続	文化振興課 (ふるさと歴史館)
		小中学生歴史講座(年2回)	継続	文化振興課
		子ども会、おはなし会、絵本の会(週1回)	継続 (読書の面白さを知ってもらうことを念頭に継続していく)	真砂中央図書館
青年組織の育成	青少年のリーダーを育成する事業を実施し、将来的には自主事業を担い得る組織づくりを目指す。 区内青年団体をネットワーク化し、団体相互の連携と区内青少年活動の活性化を図る。	文京区自然冒険塾	継続 (卒塾生を主体とした事業への転換を図っていく。)	文化振興課
		ネットワークの合同事業(地域行事への参加協力・地域清掃活動)など、その活動に対する支援。 今後のネットワーク活動のあり方を理事会にて検討。	継続 (ネットワークの活動方針を若い力を地域社会に貢献させることと改め、その趣旨に基づく具体的な活動(コースフェスティバル・地域清掃活動・青年人材バンクなど)に対し、継続して支援していく。)	男女平等青少年課
青少年育成団体への援助	青少年対策地区委員会(9地区)の活動を支援する。	青少年対策地区委員会(9地区)が実施する青少年健全育成に関する事業の補助。 会長会・地区連絡会・委員研修会・情報交換会の開催	継続 (各地区の地域特性を活かした青少年健全育成活動に対し、継続して支援していく。)	男女平等青少年課
健全な社会環境づくり	地域の青少年関係団体や学校において、青少年の非行防止・更生保護を図る。	関係機関連絡会(4回) 社会を明るくする運動(東京ドーム周辺広報啓発活動・文京区社会を明るくする大会)	継続 (関係機関連絡会は、より有効的な情報交換をしながら継続して実施していく。社会を明るくする運動は、運動の趣旨を広く区民に周知するため、参加者の拡大を図りながら継続して実施していく。)	男女平等青少年課
青少年委員活動への支援	青少年委員への研修会の実施など、青少年委員活動への支援を充実する。	委員研修(キャンプリーダースクマナジメント研修会)、中学生サミット、コミュニティープラザ(青少年芸術活動の発表会)	継続 (研修内容を充実しながら支援を継続する。)	文化振興課
地域に関する学習機会の充実	地域の現状や歴史・伝統文化を知るための学習機会を提供する。 (再掲1 - (2) - 32頁)			

地域の教育力の向上 体系コード：2 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
指導者を育成する講座の開設	講座や地域での学習活動等の指導者を育成するための講座を開設する。	指導者を養成する講座の実施に向け、区民提案型講座を開設	充実 (指導者を養成する講座を開設する予定)	生涯学習センター
スポーツ指導者の育成	地域の生涯スポーツを普及・振興するため区内の各種スポーツ指導者を育成する。	体育指導委員研修会、体育指導者講習会	継続 (委員の資質の向上等を図っていく。)	スポーツ振興課
		水泳教室指導者養成講習会 * 隔年実施 16年度なし	継続	地域・文化振興公社 (スポーツセンター)
体育指導委員会活動への支援	体育指導委員への研修会の実施や委託事業など、活動への支援を実施する。	実技研修会、スポーツ教室事業の委託	継続	スポーツ振興課
体育指導委員の活用	地域・生涯スポーツ・レクリエーションの普及・振興及び区民の自主的スポーツ活動を支援するため、体育指導委員活動を活用する。	地域派遣、各種スポーツ事業での活用(平成16年度委員3名減)	継続 (委嘱に公募制を取り入れるなど活動のより一層の活発化を図っていく。)	スポーツ振興課
スポーツリーダーの活用	地域の生涯スポーツ・レクリエーションの普及・振興及び区民の自主的スポーツ活動を支援するため、スポーツリーダーを活用する。	地域派遣、スポーツ事業での活用	継続 (自主的なスポーツ活動を支援していくために地域派遣を行っていく。)	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの育成	身近な地域にスポーツクラブを育成するとともに、クラブハウスを整備し、区民主導の管理を目指す。従来のスポーツ開放は、直営方式から運営委員会方式への移行により行政主導型から脱却し、地域スポーツクラブへの足がかりとする。	スポーツに求める区民意識の実態や今後の可能性に関する研究発表をもとに、体育指導員会幹事会を中心にして、指導者講習会等の充実とともにモデル地域の選定など、その具体的方向性を検討	検討 (スポーツ開放を区直営から運営委員会形式に移行する。また、他方面からもクラブ創設に向けて検討していく。)	スポーツ振興課
学習資材等の貸出しの充実	学習や地域活動に必要な資材の貸出しを充実する。	テント	継続	区民課
		トランシーバー、ハンドマイク、ゼッケン、キルビメーター	継続(今後も継続し、さらに地域行事での活用を図る。)	男女平等青少年課
		視聴覚機器、16ミリフィルム、ビデオソフト等貸出し	継続	生涯学習センター
児童館・育成室等の整備	耐震補強工事に合わせて施設の整備を図る。また、子どもの生活時間に合わせ、児童館の開館時間の延長(午後6時まで)を実施するとともに、中高生の遊び場や交流の場とするため、施設・設備を整備し、児童館に居場所を確保する。	児童館の開館時間延長、中高生の居場所づくり(16館中8館で実施)	継続 (耐震補強工事にあわせ、内装改修及び設備整備を行う。(2館)、児童館の開館延長・中高生の居場所づくりを全館で実施する。)	児童課
公園等の整備	都心部の既成市街地の中で貴重なみどりを提供し、自然とふれあう場としての公園等の整備を図る。また史跡等と結びつけ、公園間を結ぶ散歩コースの充実に努める。 (再掲2 - (1) - 35頁)			

(2)学習・スポーツ機会の充実

健康に生きるための学習・スポーツ機会の充実 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
健康・体力づくりのための事業の充実	区民の健康・体力づくりを支援するための事業を実施する。	ねたきり予防教室、精神保健講演会、健康教育、健康づくり栄養教室、栄養指導講習会、心身障害者(児)歯科健診・相談衛生教育	継続	保健サービスセンター
		小児ぜん息等健康相談、乳幼児アレルギー健康診査	継続	生活衛生課
		ぜん息児水泳教室、ぜん息に関する講演会、呼吸器機能訓練教室	継続	生活衛生課
		麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーン	継続	生活衛生課
		健康増進事業(健康増進コース、自主トレーニング支援、健康づくり教室)	継続 (内容の見直しを進めながら事業を継続する。)	健康センター
		骨粗しょう症健診	継続	健康センター
		歯と口の健康づくり(「う歯予防研究大会より名称変更)、学校保健会特別講演、学校保健・給食大会	継続	学務課
		健康づくり教室(アクアリフレッシュ)8日間	継続 (区民が親しみながら健康の維持・増進を図っていくことのできる教室を行っていく。)	スポーツ振興課
スポーツ活動への参加機会の充実	区民の健康維持・増進のため、スポーツやレクリエーションに関する学習機会を提供する。	高齢者いきいき体力測定会	継続	高齢者福祉課
		心身障害者(児)通所施設合同運動会	継続	障害者福祉課 (福祉作業所)
		すこやか体操 年間96回実施	継続	福祉センター
	65歳以上の在住者を対象とした水中ウオーキング教室を実施する。(定員50名)	4回開催	継続	地域・文化振興公社 (総合体育館)

健康に生きるための学習・スポーツ機会の充実 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
スポーツ活動への参加機会の充実	青少年から高齢者までの幅広い年齢層の区民の健康・体力づくりを推進するため、各種スポーツやレクリエーションに参加する機会を提供する。	ファミリーハイキング教室、初心者弓道・アーチェリー教室、健康づくり教室、ファミリースポーツデー、小中学生スポーツ教室、スポーツ開放(プール開放含む)、スポーツ少年団活動	継続 (幅広い年齢層の区民の健康維持・増進、体力づくりの機会を提供していく。)	スポーツ振興課
		ウォークラリー大会	継続	地域・文化振興公社
		小学生水泳教室、女性水泳教室、一輪車教室、プール監視員能力認定講習会、体育の日無料開放、一般スポーツ教室(水中ウォーキング教室)、一般公開指導員配置	継続	地域・文化振興公社 (スポーツセンター)
		小学生水泳教室、体育の日無料開放、一般公開指導員配置	継続	地域・文化振興公社 (総合体育館)

豊かな生活を送るための学習機会の充実 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
教養を高める学習機会の充実	教養等に関する区民の要求に応える学習機会を充実する。	園芸教室	事業終了 (平成16年度の緑地実態調査の結果を踏まえ、区内の緑被率向上を図るため、屋上緑化義務付けや補助等検討に伴い、既存事業の見直しを行うため、17年度で終了)	みどり公園課
		白ばらセミナー(講演会)	継続	選挙管理委員会
		区民大学講座(13年度から民間教育事業者委託を開始、16年度から大学連携講座開始)	継続	生涯学習センター
		講演会(目白台図書館)、資料の収集・提供	継続 (幅広い内容を念頭に継続していく)	真砂中央図書館
		文化講演会	継続	地域・文化振興公社 (区民センター)
生活技術を身につける学習機会の充実	豊かに安全で生活するための技術を身につけることのできる学習機会を充実する。	地域防災訓練、総合防災訓練、防災コンクール、避難所運営訓練、防災リーダー講習会(16年度新規事業)	充実 (((仮称)防災ジュニアリーダー育成講習会の実施)	防災課
		魚おろし方教室、消費者研修、消費生活展	継続	経済課 (消費生活センター)
		着衣水泳講習会	継続	地域・文化振興公社 (スポーツセンター)
		チャイルドシート安全点検講習、自転車実技講習会	継続	土木部管理課
		税に関する講座、各種料理講座等	継続	生涯学習センター

豊かな生活を送るための学習機会の充実 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
生活技術を身につける学習機会の充実	子どもの生活技術向上を高める学習機会を提供する。	子どものための音楽体験教室	継続	生涯学習センター
		小中学生のための歴史講座・教室、小中学生考古学教室	継続	文化振興課 ふるさと歴史館
		子供消費者講座	継続	経済課 (消費生活センター)
		小学生水泳教室	継続	地域・文化振興公社 (総合体育館)
		児童パソコン教室	継続	教育センター

現代的課題に対応する学習機会の提供 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課	
生涯学習出前講座	区民の自主的な学習活動を支援するとともに、職員が住民の中に入って、職務に関する話をする事で職員の意識改革や区と住民との協働関係の醸成に資する。	「文京お届け講座」	継続 (区民が利用したい、利用しやすいと感じる「文京お届け講座」にするため内容を検討しながら継続する。)	生涯学習センター	
まちづくりに関する学習機会の提供	地域でのまちづくりに関する学習機会を提供する。	「まち並みウォッチング」開催、テーマ＝まち並み景観評価、参加20名。第4回文の京都市景観賞選考及び表彰。	継続	計画調整課	
		自然とふれあい、環境を守るきっかけとなる学習機会を提供する。	自然散策会	事業終了 (平成16年度の緑地実態調査の結果を踏まえ、区内の緑被率向上を図るため、屋上緑化義務付けや補助等検討に伴い、既存事業の見直しを行うため、17年度で終了)	みどり公園課
		親子環境教室(4回実施)	継続	環境対策課	
	区民自らが様々な地域の課題を自主的に学習する場を提供することで、区民ならではの新たな視点からの地域活動・学習成果の還元を進めるための契機をつくる。	区民大学院講座	継続 (区民提案型講座の内容充実に努めるなど学習成果の地域還元にも努めながら継続する。)	生涯学習センター	
高齢化社会に対応した学習機会の充実	高齢者が生きがいを持って、豊かな生活をおくるための学習機会を充実する。	高齢者大学(延回数96回) ゴールドコース 24回 シルバーコース 12回 プラチナコース(1) 24回 プラチナコース(2) 24回 プラチナコース(3) 12回	継続	地域・文化振興公社 (シルバーセンター)	

現代的課題に対応する学習機会の提供 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
痴ほう介護についての講習・講演	痴ほう介護について関心のある方を対象に講習・指導を行う。また、介護者の経験を学ぶ機会を提供する。	痴ほう介護教室(年間10回)	継続	高齢者福祉課
介護予防・痴ほう予防に関する講習・講演・教室の開催	高齢者を対象に介護予防に関する講習・講演を行う。	介護予防教室(年間10回)、転倒予防教室(毎月1回)	継続	高齢者福祉課
	高齢者を対象に痴ほう予防に関する講演会、痴ほう予防プログラムを行う。	講演会(計4回)、痴ほう予防プログラム=3グループ(各24回)	継続	高齢者福祉課
男女平等参画社会の実現に向けた学習機会の充実	男女平等参画社会の実現に向けた学習機会を提供する。	男女共同参画週間記念講演会、男女平等参画セミナー、出前型啓発事業、(男女平等センター)プラスワンセミナー、(男女平等センター)講演会	継続 (あらゆる分野での男女平等参画が実現するよう、セミナー等の対象を広げ、学習の機会を継続して提供する。)	男女平等青少年課
少子化社会に対応した学習機会の充実	家庭教育への理解を深め、家庭教育を一層充実するために保護者のための学習機会を提供する。(両親学級、育児学級等) (再掲2-(1)-34頁)			
	家庭で子どもの発達に応じた、適切な教育ができるよう家庭教育学級を充実する。 (再掲2-(1)-34頁)			
	子どもの発達段階において、親と子どもが共に学習する機会を提供する。(子育てひろば、ファミリーハイキング教室等) (再掲2-(1)-34頁)			
	子育て支援のための講座、教室等(生涯学習センター、図書館、子ども家庭支援センター 他) (再掲2-(1)-34～35頁)			
情報化社会に対応する学習機会の充実	パソコン講座(区民大学講座)	区民大学講座12講座(ワード、エクセル、インターネット)	継続 (パソコン講座の中で、中級及び実践型講座を検討する。)	生涯学習センター
	パソコン講習会受講後の区民を対象に、継続的なパソコン学習の場を提供するため、パソコン自習ルームを開設する。	ITパソコンサロン開催(年間90日間)	継続 (NPOや区内の人材を活用し、ITパソコンサロンを継続して実施していく。パソコン教室をもつ区内大学との共同開催等も検討していく。)	生涯学習センター

現代的課題に対応する学習機会の提供 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
国際理解のための学習機会の充実	住民レベルの国際理解等のため、学習機会を提供する。	日本語ボランティア講座、講演会	継続	文京区国際協会
		区民大学講座(英、独、露、伊、中等会話)	継続	生涯学習センター
国際理解教育の推進	進展する国際化に対応するための教育を行う。 (再掲2 - (1) - 35頁)			

職業に生かすための学習機会の提供 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
職業に関する学習機会の充実	経営者や従業員が必要としている知識・技術の習得を図るため研修や講演会等を開催する。	産業振興セミナー(初級簿記講座、労働法のポイント、パートセミナー等)	継続	経済課 (中小企業振興センター)
	経営後継者や将来の経営幹部を目指す人、創業を予定している人に対し、実践的な技術、理念を学ぶ。	文京ビジネス塾、起業家支援セミナー	継続	
	パソコン講座(区民大学講座) (再掲2 - (2) - 42頁)			
IT人材育成特区講座	IT関連の国家資格に関し、試験の一部免除など取得要件緩和につながる講座を実施する。 (再掲1 - (1) - 31頁)			
産学公が連携するための拠点づくり	産学公が連携してキャリアアップ支援を進めていくために、連携の核となる新たな拠点づくりを検討する。	(仮称)文京アカデミー構想推進委員会を設置して検討	検討 (引き続き検討を進める。)	文化振興課 他

学習活動の制約を取り除くための支援 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
障害者とともに生きる社会をつくるための学習機会の設置	障害者の自立を促し、障害者に対する理解を深めるための学習機会を提供する。	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」作品展	継続	障害者福祉課
		各種障害者料理講座、心身障害者(児)の保護者のための講座	継続	福祉センター
		心身障害児の就園	継続	学務課
		従来の「日曜青年教室」を、16年度から「日曜青年講座」と変え、NPOと協働して実施	継続 (NPOとの連携を強化し、参加者の希望に添った講座としていく。)	文化振興課

学習活動の制約を取り除くための支援 体系コード：2 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
講座等での保育室の設置	幼児を持つ親が学習活動に参加できるよう、講座等の開催時に保育室を設置する。	男女共同参画週間記念講演会、男女平等参画セミナー、(男女平等センター)プラスワンセミナー、(男女平等センター)講演会	継続	男女平等青少年課
		区民大学講座、家庭教育学級、生涯学習サークル合同学習会、大学学長講演会での保育室の設置。	継続 (平日の講座だけでなく、土日祭日の保育室の設置を検討しながら継続する。)	生涯学習センター 文化振興課
講座等での手話通訳者の設置	障害者が講座等に参加できるよう、手話通訳者を配置する。	はたちのつどい	継続	区民課
		男女共同参画週間記念講演会、男女平等参画セミナー、(男女平等センター)プラスワンセミナー、(男女平等センター)講演会	継続	男女平等青少年課
		区民大学講座、大学学長講演会	継続	生涯学習センター
区民インターネット講座	外出が困難な障害者や高齢者などのほか、時間に制約のある社会人などを対象に、自宅で区民大学講座を受講できるシステムを構築する。	検討	新規 (18年度開設予定)	生涯学習センター

(3)学習・スポーツの場の整備

学習施設の整備 体系コード：2 - (3) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
(仮称)地域交遊館の整備	世代や立場の違いを超えて、広く区民同士が交流でき、また、区民同士が互いに足らざるを補い、励まし、手をさしのべ、親しくかかわりあいをもつことができるように、(仮称)地域交遊館について整備を図る。	(仮称)地域交遊館へ移行する施設の管理運営面等について検討する。	新規 (新行財政改革推進計画(新生文京いきいきプラン)において、(仮称)地域交遊館として設置を計画している15施設について整備を図る。)	区民課
生涯学習館の整備	「生涯学習都市・文京」を目指す拠点として整備する。また、既存施設の(仮称)地域交遊館への転換の趣旨を踏まえ、世代を超えた交流など多目的な活用ができるように整備する。	多目的な活用について検討	継続	生涯学習センター
児童館・育成室等の整備	耐震補強工事に合わせて施設の整備を図る。 また、子どもの生活時間に合わせ、児童館の開館時間の延長(午後6時まで)を実施するとともに、中高生の遊び場や交流の場とするため、施設・設備を整備し、児童館に居場所を確保する。 (再掲2-(1) - 38頁)			
図書館の整備	図書館オンラインシステムを更新し、インターネットによる蔵書検索・予約やレファレンス受付など利便性向上を図る。	図書館ホームページ開設(5月)	充実 (利用者開放用インターネット端末の設置を検討)	真砂中央図書館
	カウンター業務委託状況を検証して他館への拡大を図り、また、他業務の委託について検討して効率的で質の高いサービスを提供する。	小石川、水道端、目白台図書館のカウンター業務を委託化(15年度実施とあわせて6館に) 他館の委託準備、他業務委託の検討	継続 (鷗外記念本郷、千石、湯島図書館のカウンター業務を委託し、9館で実施)	真砂中央図書館
(仮称)本郷図書館の改築	宮城県東京宿泊所「萩風荘」跡地に建築する。	18年度開館を目途に、基本実施設計	新規 (18年度開館)	真砂中央図書館
鷗外記念館の方向性の検討	鷗外記念本郷図書館跡地に単独施設として残る鷗外記念室の今後の方向性を検討する。	単独施設となる鷗外記念室の今後の方向性を検討	検討 (検討委員会の報告書をもとに検討)	真砂中央図書館

学習施設の整備 体系コード：2 - (3) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
保養施設及び青少年レクリエーション施設の運営	施設の老朽化や、同様の民間施設が数多くあることから、行政と民間との役割分担の観点から見直しを行う。	区民保養所の直営サービス廃止後の土地・建物の民間事業者等への貸与、譲渡や、山村体験宿泊施設のあり方等について検討	廃止 (ごうら荘は宿泊施設として民営化) 検討 (やまびこ荘はあり方を検討)	区民課
公園等の整備	都心部の既成市街地の中で貴重なみどりを提供し、自然とふれあう場としての公園等の整備を図る。また史跡等と結びつけ、公園間を結ぶ散歩コースの充実に努める。 (再掲2-(1) - 35頁)			
中小企業振興センターの充実	利用者の利便性を向上するため、情報ライブラリーを充実させる。	パソコンコーナー機器の入替え、ライブラリーの有効活用について検討	継続	経済課
消費生活センターの充実	区民、消費者団体の利便性を向上するため整備する。	展示コーナーの余裕空間等の有効活用について検討	継続 (ライブラリーの有効活用について検討)	経済課
学校施設・設備の整備	教育環境を整備し、充実した教育を行うため学校の施設・設備を整備する。	全校	継続	学務課
校外施設の整備	児童・生徒の心身鍛錬と団体生活を通じて教育の効果をあげるため、校外施設を整備する。	柏学園、八ヶ岳高原学園、岩井学園	継続	学務課
施設予約システムの導入	利便性向上のため、インターネットをにより施設予約や抽選申込などが行えるシステムを導入する。	検討(導入に向けた準備等)	新規 (17年度中に稼働予定)	情報政策課 スポーツ振興課 生涯学習センター 区民課 他
施設間のネットワークの促進	生涯学習・スポーツ施設において、相互に事業案内・利用申込ができるネットワークを構築する。	検討	検討	スポーツ振興課 生涯学習センター 他

スポーツ施設の整備 体系コード：2 - (3) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
施設予約システムの導入	利便性向上のため、インターネットをにより施設予約や抽選申込などが行えるシステムを導入する。 (再掲2-(3) - 46頁)			
スポーツ施設の整備	区民の誰もが生涯を通じいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめるようスポーツ施設を整備する。	総合体育館、スポーツセンター、柏総合運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、小石川運動場、後楽公園少年野球場、スポーツひろば(15年度開設)	継続 (区民が気軽にかつ安全に利用できるよう整備していく。)	スポーツ振興課

学校開放の促進 体系コード：2 - (3) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
会議室・体育施設の開放	区立小中学校の会議室・体育館・校庭・特別教室を地域の団体等に開放する。	開放件数9,900件	継続 (開放しやすい仕組みづくりを検討しながら継続する。)	学務課
地域開放を前提とした施設計画の策定	学校の改築時に、学校の専用領域と地域に開放する領域を明確に区分した施設計画を策定する。	窪町小第2期工事	継続	学務課
スポーツ開放の充実	学校をはじめとした既存スポーツ施設の有効活用と国公立学校施設及び官民スポーツ施設の開放促進を図り、地域における生涯スポーツ活動の活性化を推進する。	スポーツ開放校(小学校8校、中学校11校)、プールの一般開放(夏季:茗台中14日間、昭和小12日間)、プール団体開放(夏季:区立小中学校全校、対象:PTA、地区対、町会等)	継続 (多くの区民が地域におけるスポーツ活動に参加できるよう機会を提供していく。)	スポーツ振興課
校庭開放の充実	子どもの安全な遊び場として、各学校において校庭開放を行う。自主運営委員会(15年度3校)	小学校19校(1校工事のため休止)で校庭開放実施。自主運営委員会(4校)	充実 (自主運営委員会による実施校を増やし、利用対象者の拡大を図る。)	文化振興課
学校施設の教育財産に限定しない有効活用	学校の余裕教室等の有効活用や、特別教室・図書室・プールなどの平日夜間、土日の区民開放について検討する。	検討	検討	学務課

他の教育機関等の開放 体系コード：2 - (3) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
教育センターの団体への開放	教育センターの研修室などを区民の生涯学習に開放する。	視聴覚室、研修室(2室)の開放(平日の夜間及び、土、日の午後、夜間)	継続 (視聴覚室、研修室(2室)の開放(平日の夜間及び、土、日の午前・午後・夜間))	教育センター
八ヶ岳高原学園の区民等団体への開放	学校利用時以外の時期(冬期を除く)における区民等の団体(10人以上)利用を制度化し、学習・スポーツの場としての活用を図る。	4月29日～5月5日、5・6・7・9・10月の土曜日の宿泊(夏休み期間除く)	継続 (学校施設の有効利用を図り、区民の学習・スポーツの場を提供していく。)	スポーツ振興課
区内大学連携講座(区民大学講座)の実施	区民大学講座の一分野として、大学の人材・キャンパスを活用した講座を委託事業として実施する。 (再掲1-(1)- 31頁)			
幼稚園施設の地域開放	地域の幼児の遊び場として、保育時間外に園庭等を開放する。 (再掲2-(1)- 35頁)			
大学施設の開放要請	区内大学のもつ文化・体育施設等を区民に開放するよう要請する。 (再掲1-(1)- 31頁)			
区内公立・民間施設等の開放要請	区内公立施設や民間団体・企業等の所有する施設を地域に開放するよう要請する。	要請	継続	生涯学習センター
近隣区との連携強化の検討	学習財産のトレードなど、近隣区との連携について可能性を探っていく。	検討	継続 (継続して検討し、実現可能なものから実施していく。)	生涯学習センター

3 学習成果を地域社会への還元

(1) 発表の機会の充実

交流機会の提供 体系コード：3 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課	
世代や立場の違いを超えた、さまざまな交流の機会の提供	地域の人達が交流する機会を提供する。	はたちのつどい、やまびこ荘交流事業	継続	区民課	
		文京花の五大まつり、朝顔・ほおずき市及び根津・千駄木下町まつり	継続	経済課	
		ネットワークの合同事業(地域行事への参加協力・地域清掃活動)など、その活動に対する支援。 今後のネットワーク活動のあり方を理事会にて検討する。	継続 (ネットワークの活動方針を「若い力を地域社会に貢献させること」と改め、その趣旨に基づき具体的な活動(ユースフェスティバル・地域清掃活動・青年人材バンクなど)に対し、継続して支援していく。)	男女平等青少年課	
		児童館合同卓球大会、交流会	継続	児童課	
地球環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指すため3R推進月間に合わせて、リサイクル・環境団体の活動の成果を紹介し地域住民との交流を図る。	地球環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指すため3R推進月間に合わせて、リサイクル・環境団体の活動の成果を紹介し地域住民との交流を図る。	男女平等センターまつり(参加団体39団体、来場者数1184人)	継続 (文京区女性団体連絡会の自主運営により、男女平等センター利用団体等の相互交流及び学習の成果発表の場を継続して設ける。)	男女平等青少年課	
		エコリサイクルフェア	継続	リサイクル清掃課	
		高齢者が地域社会や家庭等で幅広く培った、豊かな経験や技術・知識を活かし、作品展示などを通して、他世代との交流を図るとともに高齢者の生きがいの推進を図る。	いきいきシニアの集い	継続	高齢者福祉課
		高齢者在宅サービスセンター利用者の活動の紹介、作品展などを行うことによりセンター利用者と地域住民との交流を図る。	夏まつり・ふれあい展(湯島高齢者在宅SC)・センター祭り(大塚高齢者在宅SC)・作品展(向丘、本郷高齢者在宅SC)・文化祭(くすのき高齢者在宅SC)	継続	高齢者福祉課
		福祉センターに通所している高齢者、心障者(児)が日常訓練、活動で作成した作品の展示等を通じて、地域社会との交流を図る。また福祉センターを利用する自主的サークルの活動発表の場を提供する。	福祉センターまつり 11月13日開催	継続	福祉センター
		敬老の日に高齢者自身が特技等の披露、演芸大会やお茶会を催す。	敬老の日の集い 参加延べ人数158人 出演者14組	継続	福祉センター
		障害者の自立を促し、障害者に対する理解を深めるための交流の場をつくる。	ふれあいの集いの作品展	継続	障害者福祉課
		活動成果の紹介、利用者地域住民との交流を図る。	いっぽー歩まつり	継続	障害者福祉課 (福祉作業所)

交流機会の提供 体系コード：3 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
本郷福祉センター	本郷福祉センターの利用者が日常活動で作成した作品の展示等を通じて地域との交流を図る。	本郷福祉センター若駒祭り	継続	障害者福祉課
動坂福祉会館	知的障害者デイサービスセンターの利用者と会館の利用団体が作品や団体活動の発表等を行い、地域との交流を図る。	動坂福祉会館まつり	継続	障害者福祉課
文化・芸術に親しみ、区民等が交流する参加型事業の実施	区民を対象に演劇を学ぶ機会を提供し、演じることを通じて地域コミュニティーの活性化を図る。 (再掲1 - (2) - 33頁)			
	区民を対象にオペラの公演を目標とする講習会実施し、地域コミュニティーの活性化を図る。 (再掲1 - (2) - 33頁)			
(仮称)地域交遊館構想の推進	世代や立場の違いを超えて、広く区民同士が交流でき、また、区民同士が互いに足らざるを補い、励まし、手をさしのべ、親しくかかわりあいをもつことができるように、(仮称)地域交遊館について整備を図る。 (再掲2 - (3) - 45頁)			
生涯学習館の整備	「生涯学習都市・文京」を目指す拠点として整備する。また、既存施設の(仮称)地域交遊館への転換の趣旨を踏まえ、世代を超えた交流など多目的な活用ができるように整備する。 (再掲2 - (3) - 45頁)			

各種大会の充実 体系コード：3 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
学習成果発表の機会の充実	区民のより一層の学習意欲向上のため、学習・スポーツ成果の発表や活用の機会を充実する。	各種スポーツ大会 (空手道、ラジオ体操祭、相撲、ソフトテニス、ママさんソフトテニス、区民ハゼ釣、軟式野球、クレー射撃、テニス、レディーステニス、アーチェリー、ライフル射撃、剣道、バレーボール、柔道、弓道、陸上競技、バドミントン、ローラースケート、ボクシング、バスケットボール、卓球、水泳、合気道、なぎなた、スポーツダンス、ボウリング、馬術、サッカー、ソフトボール、スキー、ゴルフ、少年軟式野球、少年サッカー(16年度新規))	継続 (スポーツの成果発表の機会を提供していく。)	スポーツ振興課

各種大会の充実 体系コード：3 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
学習成果発表の機会の充実	区民のより一層の学習意欲向上のため、学習・スポーツ成果の発表や活用の機会を充実する。	歌壇・俳壇、俳句大会、絵画展、書道展、華道展、茶会、合唱のつどい、民謡大会、謡曲大会、日本舞踊のつどい、民踊のつどい、吟剣詩舞道大会、合唱のつどい、向丘学習館まつり	継続 (大会等の運営の効率化を進め、新たな分野での発表の場の提供を図っていく。)	生涯学習センター
		体操クラブ等交流会	継続	地域・文化振興公社 (スポーツセンター)
	福祉センターに通所している高齢者、心障者(児)が日常訓練、活動で作成した作品の展示等を通じて、地域社会との交流を図る。また福祉センターを利用する自主的サークルの活動発表の場を提供する。 (再掲3-(1)- 48頁)			
「アートウォール・シビック」への作品展示	若手芸術家の育成を図るため、シビックセンターの壁面を利用して平面美術作品の展示を行い、同時に区民が身近に芸術に触れる機会とする。 (再掲1-(2)- 33頁)			
区民大学院修了生の登用	区民大学院修了生の学習成果を活かすことのできる事業を検討する。	検討	検討 (修了生の学習成果を生かすための講座開設を検討する。)	生涯学習センター
発表会・大会等の自主運営化の促進	関係団体等による発表会や大会の自主運営を促進することで、区民の目線による内容充実を目指す。	関係団体等との調整	継続 (関係団体等と調整をして、自主運営に近い形での発表会等の実施を検討するなど、自主運営化を促進する。)	スポーツ振興課 生涯学習センター
総合型地域スポーツクラブの育成	身近な地域にスポーツクラブを育成するとともに、クラブハウスを整備し、区民主導の管理を目指す。従来のスポーツ開放は、直営方式から運営委員会方式への移行により行政主導型から脱却し、地域スポーツクラブへの足がかりとする。 (再掲2-(1)- 38頁)			

(2) ボランティア活動の支援

ネットワークの整備 体系コード：3 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
ボランティアネットワークの整備	ボランティア活動についての情報収集・提供や相談等及び団体の育成・支援などの機能を持ち、区内のボランティア活動について社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携により多様なボランティアニーズに対応できる体制を築く。	ネットワーク整備を視野に入れた区民提案による公募型講座の新設	検討 (区民提案型講座の実施による成果や人材名簿等の活用により、生涯学習ボランティアネットワークの整備を図り、社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携強化を検討していく。)	生涯学習センター
活動基盤の整備	ボランティア活動室・機材の貸し出しを行う。	機材等貸出	継続	社会福祉協議会
ボランティア・市民活動についての情報提供・相談	情報収集、提供及び活動に関する相談、ボランティアコーディネータを行う。	ぼらんていあニュースの発行(5千部)、ホームページでの情報提供(ボランティア・NPOの紹介など)	継続	社会福祉協議会
交流・協働への支援	ボランティア・市民活動団体の交流を図る。また、多様な協働を支援する。	ボランティアまつりの実施 ボランティア連絡会の実施	継続	社会福祉協議会
大学等と連携を図るための拠点づくり	大学、教育関係事業者等と連携した生涯学習事業を展開していくために、連携の核となる新たな拠点づくりを検討する。 (再掲1-(1) - 31頁)			

人材の育成・活用 体系コード：3 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
ボランティアの育成	ボランティアに関する理解を深めボランティア活動への参加を促進する。また、専門的な知識を持ったボランティアを育成する。 (再掲2-(1) - 36頁)			
地域の人材の学校での活用	生活科・総合的な学習の時間の充実を図るため、地域の人材を生かした区民講師を招聘する。 (再掲2-(1) - 35頁)			
地域の人材の講座等での活用	地域の人材を、講座や講習会、イベントなどの事業で活用する。	伝統工芸展実演	継続	文化振興課 (ふるさと歴史館)

人材の育成・活用 体系コード：3 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
大学の人材の講師や指導者としての活用	講座等の講師や指導者として、大学の人材を活用する。 (再掲1-(1) - 31頁)			
区内大学連携講座(区民大学講座)の実施	区民大学講座の一分野として、大学の人材・キャンパスを活用した講座を委託事業として実施する。 (再掲1-(1) - 31頁)			
スポーツ指導者の育成	地域の生涯スポーツを普及・振興するため区内の各種スポーツ指導者を育成する。 (再掲2-(1) - 38頁)			
体育指導委員の活用	地域・生涯スポーツ・レクリエーションの普及・振興及び区民の自主的スポーツ活動を支援するため、体育指導委員活動を活用する。 (再掲2-(1) - 38頁)			
スポーツリーダーの活用	地域の生涯スポーツ・レクリエーションの普及・振興及び区民の自主的スポーツ活動を支援するため、スポーツリーダーを活用する。 (再掲2-(1) - 38頁)			
スポーツ開放指導員の活用	地域・生涯スポーツ・レクリエーションの普及・振興及び区民の自主的スポーツ活動を支援するため、スポーツ開放指導員を活用する。	スポーツ開放校18校、プール開放2校、スポーツ事業での活用	継続 (地域でのスポーツ活動を充実するため指導員を派遣していく。)	スポーツ振興課
有償在宅福祉サービス事業協力会員の活用と育成	在宅で家事援助・介護援助を必要とする高齢者等に対して地域福祉における福祉サービスの担い手である協力会員の派遣と育成。	協力会員の登録 在宅福祉活動研修、訪問介護員養成研修(2級課程)、交流会、定期交流会、施設見学会等	充実	社会福祉協議会
民間ボランティア等の講師による講座の開設	学習成果の地域還元、区内人材の有効活用を目的として、NPO等が企画運営する講座を公募して実施する。	区民提案による公募型講座(講座実施) (16年度新規)	充実	生涯学習センター
図書館運営の区民参画推進	区内の多彩な人材を受け入れることにより図書館サービスの充実を図るとともに、図書館運営に区民の参画を促進することにより地域に密着した図書館運営を目指す。	図書館ボランティア(ライブラリーパートナー) 登録者 個人70人、団体7団体	継続 (区民参画を促進させながら継続する)	真砂中央図書館

人材の育成・活用 体系コード：3 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
大学等との連携により、学生等を活用した学校活動支援事業	大学生等ボランティアを活用した学習指導補助員を派遣して、小・中学生の学力向上等を支援する。 (再掲1-(1)-31頁)			
	バリアフリーパートナーとして、区内大学の学生・ボランティア等と協働し、心身に障害のある児童・生徒を支援する。 (再掲1-(1)-31頁)			
指導者を育成する講座の開設	講座や地域での学習活動等の指導者を育成するための講座を開設する。 (再掲2-(1)-38頁)			
生涯学習人材バンクの充実	学習の指導者を発掘すると同時に、学習の成果を地域に生かすきっかけとして、生涯学習人材バンクを充実する。	登録内容を変更して内容を充実 (登録件数 557件)	継続 (ホームページへの掲載など一層充実していく。)	生涯学習センター

団体・グループへの支援 体系コード：3 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
社会教育団体の育成	区民の自主的な文化・スポーツ・学習活動を促進するため、社会教育団体を育成する。	社会教育関係団体への支援 (登録団体数 1,368団体)	継続	生涯学習センター
スポーツ団体の育成	地域・生涯スポーツの普及・発展のため、自主的なスポーツ活動を行うスポーツ団体の育成を図る。	地域派遣、区民体育大会の委託、区民少年軟式野球大会の委託、スポーツ開放の委託、小中学生スポーツ教室の委託 「カイザースラウテルン市長杯文京区少年サッカー大会」(16年度新規事業)について、参加チームで実施委員会を組織して大会運営したことを契機に新たな自主運営組織の設立を図っていく。	継続 (自主的なスポーツ活動を行う団体に事業委託を行っていく。)	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの育成	身近な地域にスポーツクラブを育成するとともに、クラブハウスを整備し、区民主導の管理を目指す。従来のスポーツ開放は、直営方式から運営委員会方式への移行により行政主導型から脱却し、地域スポーツクラブへの足がかりとする。 (再掲2-(1)-38頁)			
学習資材等の貸出しの充実	学習や地域活動に必要な資材の貸出しを充実する。 (再掲2-(1)-38頁)			

団体・グループへの支援 体系コード：3 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
各種サークル等の育成	区民の自主的な文化・スポーツ・学習活動を促進するため、各種サークルの育成を図る。	消費者グループ活動助成(消費者グループへの講師派遣・資料提供)	継続	経済課 (消費生活センター)
		高齢者クラブ 86団体	継続	高齢者福祉課
		栄養に関するサークル	継続	保健サービスセンター
	各種文化育成事業について、関係団体の自主運営を促進し、団体の活性化を図る。	民謡・謡曲・吟剣・合唱・日舞大会は各団体が自主運営(民謡大会は、当面区が直営)	継続	生涯学習センター
団体への講師派遣制度の実施	団体の自主的な学習を促進するため、学習団体等が共同で講習会等行う場合に講師を派遣する。	医師、保健師、歯科衛生士、栄養士派遣	継続	保健サービスセンター
団体間の連絡会の設置	サークルが相互に連携を取り、サークル活動を活発化するため、連絡会を開催する。	文京区消費者団体連絡会7団体	継続	経済課 (消費生活センター)
		文京区女性団体連絡会(加盟97団体 平成16年9月現在)	継続	男女平等青少年課
		文京区生涯学習サークル連絡会33団体	継続	生涯学習センター

4 学習情報、相談・推進体制の充実

(1) 各種メディアによる情報提供並びに相談機能の充実

各種メディアによる情報の充実 体系コード：4 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
外国語生活情報誌の発行	4カ国語併記 日本語・英語・ハンガル・中国語	平成13年度作成 転入者に配布	継続	広報課
CATVによる情報提供の充実	CATVによる生涯学習関連情報提供の一層の充実を図る。	学習関連情報提供番組「文京インフォメーション」「文京の子どもたち」「特集ぶんぎょう」「みんなのひろば」「文京フットリポート」	継続	広報課
区報の発行	区報による生涯学習関連情報提供の一層の充実を図る。	1号 105,000部 年2 3回 1月1日号 108,000部 年 1回	継続	広報課
生活情報誌の発行	わたしの便利帳による生涯学習関連情報提供の一層の充実を図る	平成15年度作成 転入者に配付	継続	広報課
経営・産業に関する情報の収集・提供	中小企業振興センターにおいて産業関連情報を収集し、区内中小企業等に提供する。	15年4月リニューアルオープンしたBUN - NETホームページの活用	継続	経済課
男女平等センター資料コーナーの充実	男女平等参画推進に資する情報を提供するため、男女平等センターの資料コーナーを充実する。	蔵書 図書：6370冊、雑誌：17誌、 ビデオ：88本(16年10月現在)	継続 (図書館等との資料や本の選定を助案し、男女平等参画に資する資料や情報を継続して収集し提供する。)	男女平等青少年課
地域スポーツ情報の提供	地域スポーツを普及・振興するため、地域スポーツ情報を提供する。	スポーツ開放だよりの発行	継続 (各指導員に地域でのスポーツ開放の情報を提供していく。)	スポーツ振興課
図書館ネットワークの充実	区内図書館相互、都立図書館や国会図書館との各種ネットワークの強化を図る。	都立図書館、都内図書館との相互協力	継続 (協力を推進して継続していく)	真砂中央図書館
図書館サービスの充実	区民の自主的学習の場であり、知識や情報を提供する場としての図書館サービスを充実する。	レファレンスや資料の充実	充実 (ビジネス書など資料を充実する)	真砂中央図書館
多様なメディアを活用した生涯学習情報の総合的収集・提供システムの構築	生涯学習に関する情報を総合的、広域的に収集し、従来の活字メディアのほかインターネットを通して提供するとともに、区民からの要望や講座の申し込みにも対応できる双方向型の情報ネットワークづくりを進める。	区ホームページへによる生涯学習情報の提供、双方向型の情報ネットワークづくりの検討	充実 (コンテンツの増強)	生涯学習センター

各種メディアによる情報の充実 体系コード：4 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
生涯学習関連情報の収集	行政関係及び民間施設など幅広く文化・スポーツに関する多様な学習情報を積極的に収集して区民等に提供する。	主に区及び関連団体の生涯学習関連情報の収集	継続	生涯学習センター
大学等の情報の収集	大学の公開講座、社会人入学などに関する情報を収集し、区民等に提供する。また、高校の公開講座の情報も収集する。	区内を中心に幅広く情報収集を図る。	継続	生涯学習センター
社会教育団体等の活動情報の提供	地域で自分に合った学習が可能となるよう社会教育関係団体の活動等の情報を積極的に提供する。	社会教育関係団体名簿1,316団体 (H16.3.31)	継続	生涯学習センター
生涯学習人材バンクの充実	学習の指導者を発掘すると同時に、学習の成果を地域に生かすきっかけとして、生涯学習人材バンクを充実する。 (再掲3-(2) - 53頁)			

新たな情報提供方法の整備 体系コード：4 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
図書館オンラインシステムの運営	インターネットを導入し、ITを活用した図書館サービスの拡充を図る。	16年5月オンラインシステムを更新し、図書館ホームページを開設。(インターネットによる蔵書検索・予約の開始、インターネット利用端末の検討等)	充実 (利用者開放用インターネット端末の設置を検討)	真砂中央図書館
施設予約システムの導入	利便性向上のため、インターネットをにより施設予約から使用料払込みまで行えるシステムを導入する。 (再掲2-(3) - 46頁)			
ふるさと歴史館ホームページの開設	文京ふるさと歴史館の「文京歴史探検室」や「文化財検索システム」など館内閲覧システムについて、インターネットを活用して外部に公開することで、本区の豊富な文化遺産の情報を発信し、「文の京」の伝統・文化などを多くの人に理解できるようにするとともに博物館や研究機関における調査・研究活動に資することを目指す。	15年度にデジタル化した所蔵資料の館内閲覧を開始。併せて区内外に発信するためのホームページ開設に関して検討。	新規 (ふるさと歴史館ホームページ17年度開設予定) その他の区所蔵資料(絵画等)の発信についても検討していく。	文化振興課 (ふるさと歴史館) 他
利用者開放用インターネット端末設置	生涯学習施設に利用者開放用インターネット端末を設置し、パソコンを保有していない区民等も、図書館オンラインシステムや生涯学習システムのほか、多様な情報源にアクセスできる拠点とする。		新規 (18年度から3ヶ年計画で8箇所18台設置予定)	スポーツ振興課 生涯学習センター 真砂中央図書館 他

学習相談機能の充実 体系コード：4 - (1) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
生涯学習情報・相談コーナーの設置	生涯学習に関する情報の提供及び学習相談に応じたコーナーを設置する。	生涯学習センター窓口で対応	新規 (情報・相談コーナー設置)	生涯学習センター
生涯学習人材バンクの充実	学習の指導者を発掘すると同時に、学習の成果を地域に生かすきっかけとして、生涯学習人材バンクを充実する。 (再掲3-(2) - 53頁)			
指導者を育成する講座の開設	講座や地域での学習活動等の指導者を育成するための講座を開設する。 (再掲2-(1) - 38頁)			

(2) 推進体制の整備

区民参画の促進 体系コード：4 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
生涯学習推進協議会の充実	協働・協治による生涯学習推進や関係機関の連携・協力等について協議・検討するために設置した、区民・団体等・区で構成する生涯学習推進協議会を活性化させる。	推進協議会2回(生涯学習推進計画第2次改定を中心に協議)、推進協議会部会2回開催(第2次改定に関して検討)	充実 (新たな推進体制を整備する中で活性化を図っていく。)	文化振興課
区民大学講座企画運営への区民参画	学習の主体である区民自らが企画・運営の段階まで参画できるように体制を築く。	区民大学企画運営委員会(区民学識経験者1人、区民委員8人)	継続	生涯学習センター
民間ボランティア等の講師による講座の開設	学習成果の地域還元、区内人材の有効活用を目的として、NPO等が企画運営する講座を公募して実施する。 (再掲3-(2) - 52頁)			
図書館運営の区民参画推進	区内の多彩な人材を受け入れることにより図書館サービスの充実を図るとともに、図書館運営に区民の参画を促進することにより地域に密着した図書館運営を目指す。 (再掲3-(2) - 52頁)			
教育改革区民会議の運営	教育改革区民会議において、今後の教育のあり方を検討する。	第1次答申	継続	教育改革担当課

新たな推進体制の検討 体系コード：4 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
大学等と連携を図るための拠点づくり	拠点づくりに向け、既存事業を通じて大学等との連携強化を図っていく。 (再掲1-(1)-31頁)			
	大学、教育関係事業者等と連携した生涯学習事業を展開していくために、連携の核となる新たな拠点づくりを検討する。 (再掲1-(1)-31頁)			

行政内部の推進体制整備と職員の育成 体系コード：4 - (2) -

事業名	概要	16年度実績	17～19年度	所管課
生涯学習推進本部機能の強化	生涯学習推進本部において、生涯学習に関する事業・施設等を調整し総合的な施策を展開する。	推進本部2回開催、推進本部幹事会2回開催	充実 (新たな推進体制を整備する中で機能強化を図っていく。)	文化振興課
職員研修(生涯学習関係)の実施	個々の職員の生涯学習に対する認識を高めるために、全職員を対象に、生涯学習に関する研修を実施する。	自己啓発講座助成等各種研修の実施 17件	継続 (現行の自己啓発講座助成を発展させながら継続していく)	職員課
職員の育成	職員人材育成計画に基づき、研修、人事管理、職場環境づくりの面から人材育成に取り組む。	各種職員研修の実施 若手職員育成ローテーション 職員提案制度 インターンシップ制度 等	充実	職員課
	各種個別計画等に基づき、当該施策に関する職員の意識改革等に取り組む。	新生文京いきいきプラン、文京区第2次電子自治体推進プラン、文京区男女平等参画推進計画 等	継続	各課

参 考 資 料 編

文京区生涯学習推進本部設置要綱

- 3 文教生社発第 43 号平成 4 年 4 月 23 日区長決定
- 12 文教生生発第 23 号平成 12 年 4 月 1 日改正
- 12 文教生生発第 32 号平成 12 年 5 月 24 日改正
- 14 文教生生発第 143 号平成 14 年 4 月 1 日改正
- 15 文教生文第 17 号平成 15 年 4 月 1 日改正
- 16 文教生文第 74 号平成 16 年 5 月 6 日改正

(設置)

第 1 条 文京区における生涯学習に係る施策を総合的に推進するため、文京区生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る諸施策の調整等に関すること。
- (3) その他、生涯学習推進のための重要な事項

(構成)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、本部を総括する。
- 3 副本部長は、助役、収入役、教育長の職にある者とし、本部長に事故あるときはあらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成 6 年 3 月文京区規則第 10 号）第 4 条第 1 項に規定するもの（ただし、前 2 項に定めるものを除く。）とする。

(運営)

第 4 条 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、推進本部に報告する。
- 4 幹事会は、前項の検討を進めるために検討部会を設置することができる。
- 5 幹事会に会長を置き、教育委員会生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、会長が招集する。
- 7 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事会長が定める。

(庶務)

第 6 条 推進本部及び幹事会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化振興課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、推進本部長が定める。

付 則
この要綱は、平成 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 7 年 1 月 6 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 12 年 5 月 24 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

別 表 （第 5 条関係）

所 属	職
教 育 局	生 涯 学 習 部 長
企 画 政 策 部	企 画 課 長
企 画 政 策 部	新 公 共 経 営 担 当 課 長
企 画 政 策 部	財 政 課 長
企 画 政 策 部	広 報 課 長
区 民 部	区 民 課 長
区 民 部	経 済 課 長
区 民 部	男 女 平 等 青 少 年 課 長
福 祉 部	障 害 者 福 祉 課 長
介 護 保 険 部	高 齢 者 福 祉 課 長
都 市 計 画 部	計 画 調 整 課 長
教育局学校教育部	指 導 室 長
教育局学校教育部	教 育 セ ン タ ー 所 長
教育局生涯学習部	文 化 振 興 課 長
教育局生涯学習部	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
教育局生涯学習部	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長
教育局生涯学習部	真 砂 中 央 図 書 館 長

文京区生涯学習推進協議会設置要綱

5文教生社発第248号 平成5年7月7日区長決定

7文教生生発第3号 平成7年1月6日改正

15文教生文第17号 平成15年4月1日改正

(設置)

第1条 文京区における生涯学習の効果的な推進を図るため、文京区生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行なう。

- (1) 生涯学習推進に関すること。
- (2) 生涯学習関係機関及び団体相互の連携・協力に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、生涯学習について識見を有する者のうちから、文京区生涯学習推進本部長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置く。

- 2 部会は、協議会から指定された事項について検討し、協議会に報告する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置き、部会長、副部会長は、協議会の会長、副会長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 部会員は、協議会の委員のうちから部会長が指名する。

(関係者の意見聴取)

第8条 協議会及び部会は、必要あると認めるときは関係者の意見を聴き、助言を受けることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年7月7日から施行する。
- 2 要綱第4条の規定にかかわらず、協議会設置当初に委嘱又は任命された委員の任期は、平成7年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成7年1月6日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

文京区生涯学習推進協議会委員名簿

(任期：平成15年10月1日から平成17年9月30日まで)

平成16年4月1日現在

分野	氏名 (敬称略)	団体名等
学識経験者	会長 山崎 一穎	跡見学園女子大学長 / 森鷗外記念会常任理事
	副会長 鈴木 眞理	東京大学助教授
区内団体	委員 井岡 恒夫	文京区町会連合会
	委員 小西 慶一	文京区心身障害福祉団体連合会
	委員 本松 邦廣	文京区立中学校PTA連合会
	委員 伊藤 明子	文京区女性団体連絡会
	委員 菅 完治	文京区青少年委員会
	委員 加古 光治	文京区体育協会
	委員 高野 綾子	富坂産業協会
	委員 永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会
	委員 白鳥 宗一	文京区体育指導委員会
	委員 佐藤 和晴	連合東京西北地協文京地区協議会
	委員 泉 宜宏	文京区労働組合協議会
	委員 近藤 恵子	文京区民生委員児童委員協議会
	委員 中村 暢子	文京区生涯学習サークル連絡会
教育機関	委員 高原 泰子	文京区立幼稚園長会
	委員 森 秀一郎	文京区立小学校長会
	委員 一坂 倭子	文京区立中学校長会
	委員 遠藤 隆二	都立小石川高等学校長
	委員 大沼 尚	日本医科大学事務部
区民	委員 石川 一郎	公募委員
	委員 二俣 宣子	公募委員
行政	委員 宮下 眞	企画政策部長
	委員 藤沢 稔	生涯学習部長

生涯学習に関する動向

年	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
月		月	月
S 56	6 中央教育審議会答申「生涯教育について」		
58	4 放送大学開設		
59		10 東京都生涯教育推進懇談会報告「東京における生涯教育の推進について」	
60		1 東京都生涯教育推進本部設置	
61		10 東京都生涯教育推進懇談会第2次報告「東京における生涯教育の推進のための学校教育」	
62	4 臨時教育審議会答申「生涯学習体系への移行」	6 東京都生涯教育推進計画策定 / 東京都生涯学習情報システム基本計画策定	
63			4 「文京区の講座ガイド」第1回刊行
H 2	1 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 6 生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(略称 生涯学習振興法)施行 7 生涯学習審議会設置		7 文京区生涯学習検討委員会設置
3	4 中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」	4 都民情報システム(とみんず)稼動 / 都民カレッジ開設 5 東京都生涯学習情報センター開設	7 文京区生涯学習推進懇談会設置 10 学習活動意識調査の報告
4	7 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」		3 文京区生涯学習推進基本構想策定「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」を提唱 4 文京区生涯学習推進本部設置 / 教育委員会二部制に伴い生涯学習部設置

生涯学習に関する動向

年 月	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
5			7 文京区生涯学習推進協議会設置 / 音羽生涯学習館開設 12 千石生涯学習館開設
6		6 東京都生涯学習審議会答申「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」	2 茗台生涯学習館開設 3 文京区生涯学習推進計画策定 11 生涯学習人材バンク制度開始
7		11 東京都産業教育審議会答申「生涯学習社会における職業教育のあり方について」	1 生涯学習センター開設(一部) / 生涯学習推進講演会(学長による連続講演会) 現在まで連続実施 4 区民大学開講及び記念講演
8	4 生涯学習審議会答申「地域における学習機会の充実方策について」	11 東京都生涯学習審議会中間建議「東京における生涯学習支援のためのネットワークの構築とその拠点としてのネットワークセンターの整備について」	
9	3 生涯学習審議会審議の概要「生涯学習の成果を生かすための方策について」	3 とうきょうまなびプラン 97 (東京都生涯学習推進計画)策定 10 生涯学習審議会建議「交流・参加型学習のためのネットワークづくり」	7 区民大学総合化・体系化

生涯学習に関する動向

年	月	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
10	9	生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方」		
11	6	生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす」「生活体験・自然体験が日本の子どもの心を育む」		
12		11 生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」	5 生涯学習審議会建議「東京における社会参加と生涯学習」	3 生涯学習推進計画(改定版)策定/響きの森文京公会堂開設 4 生涯学習センター全面開設
13	1	生涯学習審議会は中央省庁再編に伴い中央教育審議会生涯学習分科会に再編	7 スポーツ振興審議会建議「東京スポーツビジョン」策定	4 文京お届け講座開設/区民大学講座(文京学除)民間事業者へ委託 6 区民大学企画運営委員会設置 7 文京区基本構想「『文の京』の明日を創る」策定
	12	文化芸術振興基本法施行		

生涯学習に関する動向

年	月	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
14	2 4 7 12	<p>中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方」</p> <p>新学習指導要領実施、学校完全週5日制実施</p> <p>中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」</p> <p>文化芸術の振興に関する基本的な方針策定</p>	12	<p>生涯学習審議会答申「地域における新しい公共を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年世代への期待～」</p> <p>「文の京」文芸賞創設</p> <p>アートウォール・シビック開設</p>
15	3	<p>中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」</p>		<p>図書館カウンター業務委託(3館)</p> <p>区民大学院講座開講ノ小石川運動場にスポーツひろば開設</p>
16	3	<p>中央教育審議会審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」</p>	7	<p>生涯学習審議会中間のまとめ「子ども・若者の『次代を担う力』を育む教育施策のあり方について」</p> <p>区内大学連携講座開講ノNPO等提案公募型講座開始ノ図書館カウンター業務委託(3館追加)</p> <p>図書館ホームページ開設</p> <p>「文京区IT人材育成特区」認定</p>

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語		解 説
あ	IT (情報関連技術)	Information Technologyの略。コンピュータを核にしたハードウェア、ソフトウェア、システム、通信などの技術のこと。
え	NPO	Non-Profit Organizationの略。文化・芸術、福祉、教育、環境など幅広い領域で社会貢献活動を行う営利を目的としない民間組織のこと。法人格の有無は問わないが、「特定非営利活動促進法(NPO法)」において法人格を取得することも可能である。
き	キャリアアップ	職業や地域活動などに活かす能力の向上を図ること。従来は、企業等主導のプログラムに沿って教育や訓練を受け、業務遂行に必要な能力の向上を図ることを指していたが、最近では、地域活動、社会活動など職業面に限定しない広い範囲や、結婚・出産などで一時仕事を離れた女性の復職、高齢者の再就職など多様な目的に応じて、個人主導で能力向上を図ることを指すようになっている。
き	教育改革区民会議	区立の中学校、小学校、幼稚園における文京区にふさわしい教育のあり方を検討するため、文京区教育委員会の附属機関として平成15年10月に設置した会議体のこと。 学識経験者・区民を中心として組織し、小中学校・幼稚園の教育、特別支援教育、地域に開かれた教育、学校運営の基本的な課題などに関して審議して答申することを所掌事項としている。
き	協働・協治	「文の京」自治基本条例で、文京区の自治の基本理念としているもの。「協働・協治」は、区内の多様な主体が公共的な課題の解決を図ることにより地域を治めていくという「ガバナンス」の考え方を基本とした文京区オリジナルの表現で、条例では「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。」と表現されている。
こ	構造改革特区	地方公共団体が自発的に設定する区域で、教育、研究開発、農業、社会福祉等の経済社会の構造改革を進めるため、地域特性に応じた規制の特例措置の適用を受けた事業を実施する制度のこと。 平成15年11月の文京区からの特区提案のうち、経済産業省が所管する国家資格「初級システムアドミニストレータ」「基本情報技術者」の資格取得要件を緩和する講座が認められた。また、平成16年12月には、この特例を活用した「IT人材育成特区講座」の本区における実施が認定され、平成17年度から区内大学と連携して講座を開講する。
こ	国立大学法人	国が財政措置をしながら独立した法人に運営を任せ、サービス向上、業務効率化を図るといった独立行政法人と同じ枠組みを利用しながら、自主性・自律性に配慮して大学の活性化を図る独自の制度のこと。 独立行政法人との主な相違点は、担当大臣が法人の長や中期目標を決めるのではなく、学長の任命や中期目標の作成に大学の意見が反映される仕組みが導入されているほか、「大学評価・学位授与機構(教育研究の評価を行う専門機関)」の設置や、独立行政法人評価委員会とは別に設置される「国立大学法人評価委員会」などがある。
さ	産学公	科学技術等の分野において、研究成果の事業化、研究開発の連携、人材交流など産業界と学界が相互連携し、また、相互連携を促進するための制度改革に行政が取り組むことを産学官連携と呼んでいる。 国では産学官と表現することが多いが、地方公共団体では最近、「官」を「公」と置き換える傾向が見られ、文京区の生涯学習の推進に関しては産学公と表現することとした。

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語	解 説
し 指定管理者制度	<p>平成15年9月に地方自治法を改正し、公の施設の管理受託者の範囲を拡大した制度のこと。</p> <p>従前、公の施設の管理は、普通地方公共団体の出資法人や公共団体、社会福祉法人など公共的団体に委託できるとされていたが、その管理を広く事業者等にも開放し、民間活力の導入によるサービス向上や効率的運営を行えるようにしたもの。また、従前は自治体が行っていた利用者に対する使用許可を指定管理者が行うことを可能とする管理代行という考え方や、指定管理者が施設利用料金を収受して自立的経営を行うことができるようにする利用料金制度なども取り入れられている。</p>
し 社会人キャリアアップ推進プラン	<p>キャリアアップを目指す社会人の受入体制を緊急に整備し、社会・雇用の変化に対応できる人材の育成などを目的として、平成14年度から文部科学省が取り組んでいるプランのこと。</p> <p>大学等高度教育機関と産業界、行政機関が一体となって、地域実情に応じた社会人向けの先導的な教育プログラムの開発や講座提供など行うこととしている。</p>
し 情報リテラシー	<p>コンピュータやネットワークを活用して情報・データ等を扱うための知識、能力のこと。コンピュータを用いた情報の整理、発信の能力のほか、パソコン操作やデータ整理、インターネットによる情報収集など様々な分野を含む。</p> <p>リテラシーとは、読み書き能力、識字能力という意味で、ある分野に関する知識、教養、能力などを指す。</p>
し 新生文京いきいきプラン	<p>新公共経営の考え方を基本とし、文京区基本構想の実現を図ることを目標とした、平成16～20年度を計画期間とする行財政改革推進計画のこと。職員数削減と、区有施設の有効活用・適正配置などの具体的な内容が示されている。</p>
す スポーツ振興基本計画	<p>スポーツ振興法に基づき、長期的・総合的観点から国が目指すスポーツ振興の基本的方向を示したもの。</p> <p>平成13年度から概ね10年間で取り組むべき主要な課題に沿った政策目標や、政策目標を実現するための具体的な施策などが定められている。なお、地域におけるスポーツ環境の整備に関する施策として総合型地域スポーツクラブの全国展開が挙げられている。</p>
そ 総合型地域スポーツクラブ	<p>地域の住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、種目や世代、技術レベルの多様性など会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動をスポーツ指導者の下で行えるクラブのこと。</p> <p>地域住民の自主財源による運営、クラブ理念の共有などを基本とし、開かれた「公益」を目指した経営意識を有する非営利組織として運営していくことが必要とされている。</p> <p>文京区では、従来から実施しているスポーツ開放の地域住民主体による運営委員会化を推進しながら、将来的な総合型地域スポーツクラブへの移行を目指し検討を進めている。</p>
ち 地方分権	<p>地方自治体の自主性・自立性を高め、地域のことは地域の自治体に任せるといった趣旨から、国と地方自治体を「上下の関係」から「対等・協力の関係」に改めたほか、国の地方自治体に対する関与などの見直しを進めること。</p> <p>平成12年4月1日の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行により地方分権が進展したが、税源移譲などの課題も残されている。</p>

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語	解 説
ち 中央教育審議会	<p>教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関して調査審議し、意見を述べることを目的として文部科学省に設置されている文部科学大臣の諮問機関のこと。教育制度、生涯学習、初等中等教育、大学、スポーツ・青少年の5つの分科会が設置されている。</p>
と 特別区制度改革	<p>地方自治制度上、一般の市とは異なった扱いをされ、権限も大幅に制限されていた23特別区の自治権を拡充した改革のこと。 半世紀に及ぶ特別区の自治権拡充運動を経て、平成12年4月1日「地方自治法等の一部を改正する法律」（都区制度改革関連）の施行により実現に至った。主な内容は、特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づけることや清掃事業をはじめとする住民に身近な事務を東京都から特別区に移管することなど。なお、この新たな制度の運用にあたり、都区間の財源配分をめぐる、平成12年の時点では整理できなかったいくつかの大きな課題が残されており、現在、都区の間で検討会を設けて平成17年度までの解決に向けて協議を進めている。</p>
ふ 「文の京」自治基本条例	<p>「文の京」の区民憲章を考える区民会議での検討を経て制定した、自治の理念や基本的なしくみを定めた条例のこと（平成16年12月制定）。 文京区の自治の理念を「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区といった各主体が、『協働・協治』の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助けあひながら自主的・自律的に活動を行う」と定義するほか、区民等の権利と責務、区の責務、協働・協治の推進などを規定している。</p>
ふ 文化芸術振興基本法	<p>文化芸術の振興についての基本理念と方向性を示し、施策を総合的に推進することを目的とする法律のこと（平成13年12月施行）。 文化芸術の鑑賞、参加、創造のための環境整備等の基本理念のほか、総合的な文化芸術振興施策に関する国の責務、基本的方針の策定、文化芸術各分野の振興等の基本政策が定められている。 なお、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的、主体的に地域特性に応じた施策を策定、実施することを地方公共団体の責務と規定している。</p>
ふ 文化芸術の振興に関する基本方針	<p>文化芸術振興基本法に基づき、施策の総合的な推進を図るため、概ね5年間を見通した具体的な取り組みを定めたもの（平成14年12月閣議決定）。 この基本方針の中では、地方公共団体の役割を「自主的かつ主体的に国との連携を図りつつ、地域の特性に応じて、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する。」と規定している。</p>
ふ 文京区基本構想	<p>基本構想は、自治体運営の最も基本となる計画のこと。地方自治法第2条第4項により「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」に定めなければならないとされている。 現在の文京区基本構想は、平成13年7月に策定されたもので、具体的施策の方向づけや区民参画による進行管理を行うなど先進的な基本構想である。この中では、4つの基本政策として「学ぶ楽しさ、生きる智慧を育む」「自立を尊び、安心を届ける」「安全で心地よい地域環境を創る」「地域の活力を引き出し、高める」を掲げている。</p>
ふ 文京区基本構想実施計画	<p>文京区基本構想の基本政策を実現するための具体的施策・事業を示した実施計画のこと。平成14年度から16年度の実施計画に引き続き、平成17年度から19年度までを期間とする実施計画を策定し、具体的な事業を進めているところである。</p>

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語	解 説
ふ 文京区教育ビジョン推進プラン	<p>文京区教育ビジョンで掲げる理念「個が輝き、共に生きる文京の教育」を実現するため、平成12年3月に具体例を示して詳細化したプランのこと。</p> <p>教育ビジョン推進プランは、「豊かな人間性を育む教育の推進と生涯学習の基礎づくりの推進」を基本目標とし、「青少年の『生きる力』を育み、生涯学習に寄与する学校づくり」、「青少年の健全な育成に欠くことのできない家庭の教育力の向上」、「青少年の健全な成長を促し、自己実現を図る地域の教育力の向上」を重点目標として掲げている。</p>
ふ 文京区生涯学習推進基本構想	<p>「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年7月施行）などを背景として、文京区における生涯学習の推進を図るため、平成4年3月に策定した構想のこと。</p> <p>区の目指す生涯学習の基本理念として「生きる目的を学び、学ぶ術を学ぶ」、「学ぶ喜びを知り、ときめきの世界を創る」、「共に学び、ふれあい、自分を生かす」、「地域から、世界から、自然から学ぶ」の4つを掲げている。また、構想全体を貫く考え方として「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」することを目指している。</p>
ふ 文京区人材育成計画	<p>文京区基本構想において、基本政策の実現に向け高い資質と挑戦意欲を持つ職員を育て、活用していく人材育成指針の策定が掲げられたことを受けて、平成14年4月に策定した計画のこと。</p> <p>文京区の求める職員を育成するための人材育成基本方針を定めているほか、職員研修、人事管理、職場環境の3つの面から職員育成の具体的な方策を示している。</p>
ふ 文京区第2次電子自治体推進プラン	<p>文京区が電子自治体としての基盤を整備し、区民サービスの向上を図るために策定した、平成16年度から18年度を期間とする計画のこと。</p> <p>IT（情報技術）を活用し、区民の行政や地域への参画促進、区民サービスの向上、行政事務の高度化・効率化を図るための個別施策を示している。なお、個別施策の中で職員に関する事項として、ネットワークの活用や情報モラルの浸透、IT化による業務改革を推進できる人材の育成など、職員の情報リテラシー（情報対応能力）の向上が挙げられている。</p>
れ レファレンス	<p>「参考業務」という意味。書名等がはっきりしない資料の調査など「何か調べたいことがあるときには、お手伝いします。」という図書館などのサービスをレファレンスサービスという。</p> <p>区立図書館では、各館でレファレンスサービスを実施しているが、真砂中央図書館など3館にはレファレンス専用カウンターを設置している。また、区立図書館ホームページでは、インターネットによるレファレンスの受け付けも行っている。</p>